

【資料 2】

入間市一般廃棄物処理基本計画（改定版）（原案）に対して寄せられた意見等の概要と市の考え方

入間市では、令和8年1月14日（水）から令和8年2月13日（金）までの期間で「一般廃棄物処理基本計画（改定版）（原案）」に関して「パブリックコメント」を実施しました。

その結果、3名の方から203件のご意見等が寄せられました。ご意見の内容としては、「第4章 ごみ処理基本計画」の基本施策に関するご意見やご提案が多く、その中でも「ごみ処理の有料化」に関するご意見が43件と最も多くなりました。これらの寄せられた意見等の概要と、それに対する市の考え方は、次の通りです。

意見等の項目別件数および掲載箇所（目次）

第1章 計画の概要	No. 1～No. 3	3件	P 1
第2章 ごみ処理の現状	No. 4～No. 30	27件	P 4
第3章 中間評価と課題	No. 31～No. 56	26件	P 22
第4章 ごみ処理基本計画			
1. ごみ処理の基本方針		0件	P 30
2. 基本施策	No. 57～No. 93	37件	P 30
3. 数値目標	No. 94～No. 105	12件	P 32
4. 個別施策と目標設定	No. 106～No. 184	79件	P 37
第5章 生活排水処理計画（対象外）			P 48
第6章 計画の進行管理と推進体制			P 54
資料編	No. 185～No. 189	5件	P 56
その他	No. 190～No. 203	14件	

No.	箇所	意見等の概要	市の考え方（対応）
第1章 計画の概要			
1	第1章 2. 計画の位置づけ (1ページ)	本案1ページに記載されているように、 本案 の下位計画の一つとして「入間市分別収集計画」がある。 「令和元年度 入間市分別収集計画 」が市民に公開されているが、その中に「本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、」と記載されているように賞味期限切れの状態である。分別収集に関して、市はもっと力を入れて取り組んで欲しい。	入間市分別処理収集計画については作成しておりますが、現在、公表しておりません。ご指摘を踏まえ市公式ホームページへの掲載を検討してまいります。
2	第1章 2. 計画の位置づけ (1ページ)	1ページには 「一般廃棄物処理基本計画と他の計画との関係」を示す図が示されている。 その中で、「入間市一般廃棄物処理基本計画 ・基本計画 ・実施計画」の記載がある。 これは、「入間市一般廃棄物処理基本計画」の中に「基本計画」および「実施計画」が含まれていると受け取られ兼ねない。 従って、下記のようにしてはどうか？ 「入間市一般廃棄物処理基本計画 ・基本計画（長中期）・本計画 ・実施計画（各年度毎）」	1ページの図における表記につきまして、市民の皆様には誤解を招くことのないよう、ご提案いただきました「長中期」「各年度毎」といった補足説明の追加を含め、より分かりやすい表現となるよう修正します。
3	第1章 5. 計画の目標数値 (3ページ)	最終処分量の目標値は2,205 t/年以下 と「以下」が付いている。 一方、ごみ排出量（資源ごみを除く）の目標値 には「以下」が付いていない。 資源化率の目標値 には「以上」が付いていない。 この違いはなにか？	他自治体の事例や上位計画を確認したところ、目標値の表記については数値を統一して記載することが一般的であることを確認しました。 本計画案では最終処分量の上限を強調する意図で「以下」と記載しておりましたが、ご指摘の通り、排出目標についても同様に削減を目指すものであり、表記が混在することは誤解を招く恐れがあります。 このため「以下」を削除し、表記を統一します。
第2章 環境の現状と課題			
4	第2章 2. ごみ処理体制 (5ページ)	5ページには、 「※2 ごみの焼却灰や浚渫土、ガラスなどを高温処理して砂状にし、コンクリート骨材、防草材などにする。」が記載されている。 これは、下記のようにした方がよい。 「※2 人工砂減量化： ごみの焼却灰や浚渫土、ガラスなど	ご指摘の通り、5ページの注釈「※2」につきましては、解説の対象となる用語（見出し）が欠落しておりました。 いただきましたご意見を踏まえ、当該箇所には「人工砂」や「溶融スラグ化」など、本文の文脈と整合した適切な見出し

		を高温処理して砂状にし、コンクリート骨材、防草材などに する。」	を追記し、用語と解説の対応関係を明確 にするよう訂正します。
5	第2章 3. 本市のごみ関連組織 (6ページ)	今回の改定では「入間市ごみ減量化等推進協力会」の記載が ない。消滅したのでしょうか？ 参考【改定前】 「入間市ごみ減量化等推進協力会は、快適で住みよい環境づ くりを推進するため、ごみの減量化、再利用及び再資源化、 その他のごみの適正な処理に関する市の施策に協力し、また 意見・提言を行っていく役割を担います。」	入間市ごみ減量化等推進協力会について は、今後のあり方を検討しております。 このため、記載しないこととしました。
6	第2章 3. 本市のごみ関連組織 (6ページ)	6ページには、 「本市のごみ関連組織は以下のとおりです。」との記載があ る。しかしながら、「以下」には 産業廃棄物を扱っている 「生活環境課」が記載されていない。 従って、「3. 本市のごみ関連組織 本市のごみ関連組織は 以下のとおりです。」の部分を「3. 本市の一般廃棄物関連 組織 本市の一般廃棄物関連組織は以下のとおりです。」 に変更したほうがよい。	ご指摘を踏まえ、産業廃棄物に関する所 管が埼玉県であることを加えます。
7	第2章 4. ごみ処理フロー (7ページ)	本案 7 ページには、ごみ総排出量 40,065 の記載がある。 しかしながら、ごみ総排出量 40,064 が正しい値である。 数字は正確にして欲しい。	ご指摘のとおり数値が誤っているため、 7 ページを40,064 t に訂正します。
8	第2章 4. ごみ処理フロー他 (7ページ他)	本案には、「乾電池」「蛍光管」と記載している箇所と、「廃乾 電池」「廃蛍光管」と記載している箇所がある。 どう使い分けているのですか？	ご指摘のとおりであるため、表現を統一 します。
9	第2章 4. ごみ処理フロー他 (7ページ他)	7 ページの流れ図では、資源ごみとして下記が収集されてい る。 古布 354t/年 紙類 1355t/年 その後、中間処理において、古布・紙類の一部が総合クリー ンセンターに流出され、他から流入が無いにも関わらず残り が以下となっている。 古布・紙類 2006t/年 ①何故、増えているのか？ ②古布・紙類の一部総合クリーンセンターに流出されている が、これは総合クリーンセンターからの流入ではないのか？	古布・紙類については、ごみ集積所から 排出される収集分と総合クリーンセンタ ーへ持ち込まれる分で構成されていま す。 フロー図の左側が収集分で、中間処理で 持込分を加え、資源再生者へ売り渡して います。 ご指摘のとおり、矢印の向きが総合クリ ーンセンターへ入ってくる方向になって いますが、向きが逆で出ていく方向が正 しい向きです。矢印の向きについて、訂 正します。
10	第2章 5-1 ごみ総排出量の 推移 (8ページ)	「不法投棄」は平成 28 年～令和 5 年は 62～88t/年であった のが令和 6 年には 25t/年に大きく減っている。 考えられる理由は何ですか？	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容 の修正・追加に直接関わるご意見ではな いため、本パブリックコメントにおける 回答の対象外とさせていただきます。
11	第2章 5-1 ごみ総排出量の 推移（グラフ）	本案 8 ページ「ごみ総排出量の推移」には、令和 6 年度不法 投棄 25t/年 が記載されている	一般廃棄物処理基本計画の現状値(25 t / 年)は令和 6 年度、環境基本計画の現状 値(61.5 t /年)は令和 5 年度の数値とな

	(8ページ他)	一方、本案 33 ページ 「3-2 本市の上位計画」では以下となっている。 (本計画の上位計画にあたる第三次入間市環境基本計画) 令和 6 年度(現状値)不法投棄物撤去重量 61.5 t 本案計画と上位計画で、不法投棄(令和 6 年度)値に 差があるのは何故か？ 理由があるなら、分かりやすく注記すべきである。 審議会では問題にならなかったのでしょうか？	っています。
12	第 2 章 5-1 ごみ総排出量の推移(本文) (8ページ)	「ごみ総排出量は、平成 28 年度からの 10 年間で 7,687 t (16%) 減少しています。 また、ごみ総排出量のうち家庭系ごみは、36,174 t から 31,329 t に減少(13.4%減少)しています。」との記載がある。 ・平成 28 年度から(令和 6 年度まで)は 10 年間ではなく、9 年間である。 ・また、表内では、ごみ総排出量 平成 28 年度 47,748 t 令和 6 年度 40,064 t である。 従って、平成 28 年度からは 7684 t 減少。すなわち、説明とは 3t 異なる。 ・また、表内では、家庭系ごみ排出量は、平成 28 年度 36,174 t 令和 6 年度 31,332 t である。 従って、ごみ総排出量のうち家庭系ごみは、36,174 t から 31,332 t に減少、すなわち、説明とは 3t 異なる。 ①平成 27 年からではなく、平成 28 年からとした理由は？ ②ごみ総排出量および家庭系ごみ排出量が説明と表で異なる理由は何ですか？	ご指摘のとおり、平成27年度年から令和6年度(10年間)の説明をすべきところ、9 年間の数値を記載しておりました。説明文を訂正いたします。
13	第 2 章 5-1 ごみ総排出量の推移(本文) (8ページ)	ごみ総排出量は、平成 28 年度からの 10 年間で 7,687t 減少していますと書いてあるが、算出方法をきちんと書くべき。家庭系ごみは、36,174t から 31,329t に減少していますと書いてあるが、8 ページの表の中に 31,329t という数字はどこにもない。31,329t の根拠をきちんと書くべき。	ご指摘のとおり、平成27年度年から令和6年度(10年間)の説明をすべきところ、9 年間の数値を記載しておりました。説明文を訂正いたします。
14	第 2 章 5-1 ごみ総排出量の推移(本文) (8ページ)	8 ページには「新型コロナウィルスの影響によるライフスタイルの変化」が記載されている。 これは、具体的にはどういう変化でしょうか？	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
15	第 2 章 5-1 ごみ総排出量の推移(グラフ) (8ページ)	本案「ごみ総排出量の推移」のグラフにおいて、令和 5 年度事業系ごみ 7133 になっているが、正しくは、7733 である。グラフの数字も正しくはならない。	ご指摘のとおり数値が誤っているため、数値を訂正します。
16	第 2 章 5-1 ごみ総排出量の推移(グラフ)	表題「1 人 1 日あたりのごみ排出量」のグラフは、1 人 1 日あたりのごみ排出量の年ごとの推移が示されているグラフである。	ご指摘を踏まえ、グラフに注意書き(事業系ごみは 1 日あたりの排出量です。)を加えます。

	(9ページ)	そのグラフの中に、事業系ごみの1日あたりの排出量 t/日 (1人あたりの排出量ではない)が同時に示されている。 「1人あたり」のグラフに「1人あたりではない」数値を混入させたのは何故でしょうか？ グラフは今のままとするならば、表題を変える必要がある。	
17	第2章 5-2 処理・処分の実績 (グラフ) 用語の定義 (10ページ)	下記定義が10ページの表下に出ている。 しかしながら、用語は10ページ以前にもでている。 従って、改訂前の位置に戻す。 ※1 ごみ排出量 家庭系ごみ・事業系ごみ・不法投棄ごみの合計です。 ※2 ごみ総排出量 家庭系ごみ・事業系ごみ・不法投棄ごみ・集団資源回収量の合計です。 ※3 資源化率 資源化量をごみ総排出量で割った数値です。 ※4 最終処分率 最終処分量をごみ排出量で割った数値です。	ご指摘の「※2 ごみ総排出量 家庭系ごみ・事業系ごみ・不法投棄ごみ・集団資源回収量の合計です。」は8ページに示します。
18	第2章 5-3 ごみ減量推進事業・リサイクルプラザ事業 (12ページ)	5-3 ごみ減量推進事業・リサイクルプラザ事業 狭山市では、ふとんリサイクル事業を行っているが、入間市は？	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
19	第2章 5-3 ごみ減量推進事業・リサイクルプラザ事業 他 (12~13ページ)	本案には、リサイクルプラザ視察及び研修来館者が例えば、令和5年は15,367人であることが記載されている。 一方、「いるましの環境(令和6年度版)」によると、令和5年のリサイクルプラザの活用(各種教室への参加)は、2,636人である。 これから、来館者の多くはリサイクルショップが目的であると推察される。 従って、リサイクルショップをさらに充実させることで更なる来館者増を狙い、合わせて来館者に「ごみ減量」のPRすることは非常に有意義である。 具体的な充実計画はありますか？	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
20	第2章 5-3 ごみ減量推進事業・リサイクルプラザ事業 (12~13ページ)	本案12ページには「本市では、1人1日あたりのごみの排出量を削減するため、「目指そう!!ひとり1日100gのごみ減量」を減量指標として掲げ、ごみの減量推進事業を進めています。」と記載されている。 一方、「5-1 ごみ総排出量の推移」には、平成27年度から令和6年度で1人当たりの総排出量が886→763g/人/日と記載があり、1日100gのごみ減量を達成しており、スローガンとしての効果・インパクトは既に消滅と考えられる。 従って、新たなスローガンを掲げるべきではないか？	本計画(案)は5年ごとの改定版になります。 このため、基本的な考え方は令和3年3月に策定した計画を踏襲することとしております。 ご意見については、次回改定時の参考とさせていただきます。
21	第2章	12ページには、	ご指摘いただきましたグラフの改善につ

	5-3 ごみ減量推進事業・リサイクルプラザ事業 (12~13ページ)	「生ごみ処理機(コンポスト+電気式)の購入補助金交付件数」が記載されている。 コンポスト と電気式 の内訳がわかるグラフにしたほうが、傾向がわかりやすいのではないかな？	きましては、今後の資料作成の参考とさせていただきます。
22	第2章 5-3 ごみ減量推進事業・リサイクルプラザ事業 (12~13ページ)	入間市は「生ごみ処理機器購入者への補助金交付」を実施している。 「生ごみ処理機(電気式)(注意)1世帯1基まで購入価格(消費税込み)の3分の1に相当する額(上限2万円。100円未満は切り捨て。)」 以上が、HP(ページID: 1268)で示されている。 一方、本案 13ページには、以下が記載されている。 令和5年 交付件数 21 補助金額348千円 令和6年 交付件数38 補助金額629千円 ①令和5年、6年で交付件数が多かった理由はなにか？ ②生ごみ処理機(電気式)な 耐用年数5年である。令和5年、6年の申請者のうち、以前にも交付を受けていたリピーターは何人ですか？ ③令和5年も、令和6年も1件当りの補助金額が16.6千円と全く同じですが、これは偶然ですか？ それとも、生ごみ処理機(電気式)の各社販売価格が5万円と、安定しているのですか？レシートの確認は？ ④令和5年令和6年の個々の補助金額の最低最高はそれぞれいくらですか？	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
23	第2章 6. 収集・運搬の現状(表)他	高齢者の増加に伴い、使用済み紙おむつの排出量が年々増加しているにもかかわらず、基本計画には14ページに「おむつ」としか記載されていません。紙おむつをリサイクルすることにより、パルプやプラスチックなどの資源を有効活用することができると同時に、SDGSの目標12の達成にも大きく貢献することができます。紙おむつのリサイクルについての市の考え方や製造している企業との連携した取り組みなどを、もっと詳しく記載してください。	高齢化の進展に伴い、紙おむつのリサイクルはごみ減量や資源循環の観点から重要な課題であると認識しております。 今後の計画策定や施策展開にあたり、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
24	第2章 7. 中間処理の現状(16ページ)	「入間市一般廃棄物処理基本計画 令和3年3月」には、総合クリーンセンターでごみを焼却する際に発生する熱エネルギーのうち余熱(180万キロカロリー)は、リサイクルプラザ(272万kJ/h)、総合クリーンセンター(63万kJ/h)、のほかに隣接する「ペアーレ埼玉」で利用(418万kJ/h)されていることが記載されている。 しかしながら、「ペアーレ埼玉」は老朽により既に2022年6月30日の営業をもって終了している。 現在、418万kJ/h 分の余熱利用はどうなっていますか？	現在、ごみ処理で発生する余熱については、総合クリーンセンター内で利用しています。

25	第2章 7. 中間処理の現状 (16ページ)	16ページには、 「本市の中間処理施設としては、総合クリーンセンター（焼却施設・破碎処理施設）、リサイクルプラザ（リユースやリサイクルに資する研究・体験学習施設）、資源化施設（資源物の選別・保管施設）があります。」の記載がある。 下記のようにしたほうがよい。 「本市の中間処理施設としては、総合クリーンセンター（焼却施設・破碎処理施設）、リサイクルプラザ（リユースやリサイクルに資する研究・体験学習施設）、宮寺清掃センター（資源化施設）があります。」	ご指摘のとおり、16ページにおける中間処理施設の紹介につきましては、具体的な施設用途を併記することで、より分かりやすい表現となります。 いただきましたご意見を踏まえ、当該箇所には施設用途を併記するよう修正いたします。
26	第2章 8. 最終処分の現状 (19ページ)	最終処分場は、残余容量から考えると2035年ごろまでもちそうであるが、2028年(令和10年)以降の計画予定は？	ご指摘のとおり、現在の埋立ベースと残余容量を勘案しますと、一定期間の埋立継続は可能であると見込んでおります。 令和10年度（2028年度）以降の具体的な処理体制につきましては、現在、本市において最も重要な検討課題の一つとして位置づけております。 また、市の方針として、将来的に市内に新たな最終処分場を建設しない方針を掲げております。そのため、令和10年度以降につきましては、既存処分場の延命化を図りつつ、近隣自治体との広域的な連携や、民間処理施設の活用など、あらゆる選択肢を視野に入れて検討を進めてまいります。
27	第2章 9. ごみ処理経費 (20ページ)	1t当りのごみ処理経費は上昇傾向にある。 委託費が大半であると考えられますが、ごみ処理経費の内訳を教えてください。	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
28	第2章 9. ごみ処理経費 (20ページ)	「令和6（2024）年度は・・・1人あたりでは12,709円、・・・となっています。」と記載されている。 しかしながら、表内の値では1人あたり12,631円と説明とは異なった値になっている。 数値に関しては、ダブルチェックなどを行い、間違いがないようにして欲しい。 因みに、審議会では数字はチェックしないのですか？ 本案の「数値」は全て再チェックしていただきたい。信頼性が失われた。	ご指摘のとおり説明文の数値が誤っているため訂正いたします。
29	第2章 9. ごみ処理経費 (20ページ)	「ごみ処理経費は、令和6（2024）年度は約18.2億円で、平成27（2015）年度から0.3億円増加しています。 これは、物価高騰や施設の稼働期間が28年となり、修繕などの工事が増加傾向にあることが主な理由です。」と記載さ	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。

		れている。 ・0.3億円増加のうち、物価高騰による 増加分と修繕などの工事の増加による増加分の内訳はどうなっていますか？	
30	第2章 9. ごみ処理経費 (20ページ)	「ごみ処理経費は、令和6(2024)年度は約18.2億円で、平成27(2015)年度から0.3億円増加しています。これは、物価高騰や施設の稼働期間が28年となり、修繕などの工事が増加傾向にあることが主な理由です。」との記載がある。 ①上記理由に記載されている、ごみ処理経費の「物価高騰」による経費の値上がりは平成27年を基準にした場合の毎年の値上がり分はいくらでしたか？ ②上記理由に記載されている、「修繕などの工事」が占める分は、毎年いくらでしたか？ ③ごみ処理経費のうち、家庭系ごみの収集運搬に係わる経費(委託費)は毎年いくらでしたか？物価は上昇しているが、収集量は減っており収集業者に対する委託費は変わっていないと聞いていますが。	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
第3章 中間評価と課題			
31	第3章 (1) ごみ排出量 (22ページ) 他	本案22ページには、事業系ごみ 現状(令和6年度) 7,509 t/年の記載がある。 一方、本案33ページ「3-2 本市の上位計画」では以下となっている。 (本計画の上位計画にあたる第三次入間市環境基本計画) 事業ごみ排出量 令和6年度現状値 7,733 t/年 本案計画と上位計画で、事業系ごみの現状(令和6年度)値に差があるのは何故か？ (尚、令和12年度の目標値は両者同じ値である) 理由があるなら、分かりやすく注記すべきである。	一般廃棄物処理基本計画の現状値(7,509 t/年)は令和6年度、環境基本計画の現状値(7,733 t/年)は令和5年度の数値となっています。
32	第3章 (1) ごみ排出量 (22ページ) 他	本案22ページには、家庭系ごみ 現状(令和6年度) 487 g/人/日の記載がある。 一方、本案33ページ「3-2 本市の上位計画」では以下となっている。 (本計画の上位計画にあたる第三次入間市環境基本計画) 家庭ごみ排出量 令和6年度現状値 483g/人/日 本案計画と上位計画で、家庭系ごみの現状(令和6年度)値に差があるのは何故か？ (尚、令和12年度の目標値は両者同じ値である) 理由があるなら、分かりやすく注記すべきである。 数値が異なることに関して審議会では問題にならなかったのですか？	一般廃棄物処理基本計画の現状値(487 g/人/日)は令和6年度、環境基本計画の現状値(483 g/人/日)は令和5年度の数値となっています。
33	第3章 1. 中間時における目標の達成状況	本案22ページ、23ページに記載されている各表中において、現状および目標に下線が引かれた数値がある。 一方、例えば本案 35ページ表に記載されている目標の上記と	計画において下線は不要ですので、削除します。

	(22～23ページ)	同じ数値には下線が引かれていない。 下線は何を意味しているのでしょうか？	
34	第3章 1. 中間時における目標の達成状況 (23ページ)	本案23ページには以下の目標記載されている。 最終処分量（t/年） 令和17（2035）年度 2,205以下 一方、本案22ページには以下の排出目標が記載されている。 家庭系ごみ（g/人/日） 令和 7（2025）年度 495 令和12（2030）年度 455 令和17（2035）年度 440 事業系ごみ（t/件） 令和 7（2025）年度 8,033 令和12（2030）年度 7,409 令和17（2035）年度 6,746 ・最終処分目標には「以下」としているのに対し、排出目標には「以外」としていない。その理由を教えてください。	他自治体の事例や上位計画を確認したところ、目標値の表記については数値を統一して記載することが一般的であります。 本計画案では最終処分量の上限を強調する意図で「以下」と記載しておりましたが、ご指摘の通り、排出目標についても同様に削減を目指すものであり、表記が混在することは誤解を招く恐れがあります。このため「以下」を削除し、表記を統一させていただきます。
35	第3章 2. ごみ組成調査の結果 (24ページ)	「・可燃ごみの14.7%が資源となる紙類となっており、資源ごみとして排出するよう周知・徹底する必要がある。」との記載がある。 一方、全ての紙を資源ごみ(雑がみ)としてごみ出しすることはできない。 すなわち、ビニールコーティング紙、ワックス加工紙、感圧紙、圧着ハガキ、写真、匂いのついた紙・・・など、雑がみとして出せない(リサイクルできない)紙が多いからである。 汚れていない紙は全て「紙類」としてごみ出しし、リサイクルセンターなどでリサイクル出来る紙と出来ない紙を自動選別することはできないのか？ 少なくとも、その調査・研究はできないのか？ そうすれば、家庭での分別判断の負担も減り、資源としての紙の回収率も増加する。	ご指摘のとおり、紙類にはビニールコーティング紙、ワックス加工紙、感圧紙、圧着はがき、写真、においのついた紙など、雑がみとして資源化できないものがあり、全ての紙を一律に資源ごみとして排出できないことが、市民の皆様の負担になっていることは認識しております。 ご提案の「家庭では汚れていない紙を広く紙類として出し、施設側で自動選別できないか」については、異物や資源化不適物が混入すると、資源物全体の品質低下や処理工程の支障、リサイクル不可による残さの増加、追加費用の発生につながるおそれがあります。このため、現時点では、家庭での分別を基本としつつ、分かりやすい分別基準の周知を行うことが重要と考えております。
36	第3章 2. ごみ組成調査の結果 (24ページ)	24ページ 【可燃ごみに関する課題】 「・可燃ごみの14.7%が資源となる紙類となっており、資源ごみとして排出するよう周知・徹底する必要がある。」との記載がある。 入間市は、雑紙の出し方の説明が大雑把で分かりにくいのが、一因である可能性がある。 また逆に、説明がないため紙マークがついているものは、全て雑がみと判断されがちであり、リサイクルできないものが	紙類は可燃ごみに多く含まれており、資源化を進めるためには、分かりやすい分別情報の提供と周知の強化が重要であると認識しています。 ご意見については、市民周知を図る際の参考とさせていただきます。

		雑がみに混入される可能性もある。 例えば、松山市の「紙類の出し方」のように詳しい図解はできないか	
37	第3章 2. ごみ組成調査の結果 (24ページ)	24ページ 【可燃ごみに関する課題】 「・可燃ごみの14.7%が資源となる紙類となっており、資源ごみとして排出するよう周知・徹底する必要がある。」との記載がある。 その14.7%の紙類の分析結果を公表していただきたい。どのような紙が可燃ごみとして捨てられやすいのか？ 分析結果によっては、なんらかの対策が考えられる可能性がある。	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
38	第3章 2. ごみ組成調査の結果 (24ページ)	「内訳としては、・・・その他の資源ごみに含まれる古着・古布が2.1%となっています。」との記載がある。 古着・古布のうち汚れたもの、濡れたもの、破れたものは、30センチ以下に切って可燃ごみとすることが決められている。 上記2.1%の古着・古布は、30センチ以下に切っていないものですか？ それとも、切っていたけど使えそうなものですか？	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
39	第3章 2. ごみ組成調査の結果 (24ページ)	「一方、23.8%のごみが資源になりうるものの、可燃ごみとして分別されていました。内訳としては、紙類14.7%、・・・」との記載がある。 1) 紙類14.7%の中には、雑がみとして出せない(可燃ごみ)(例えば、汚れたり濡れたり、匂いがするもの、圧着ハガキなど)は含んでいないと考え方で良いですか。含んでいる場合の割合はどの程度ですか？ 2) 氏名や住所など個人情報が記載されている紙や下着などを隠すための新聞紙などは、紙類14.7%に含まれていると考えますが、このように、やむを得ないと客観的に判断出来る紙類の割合はどの程度含まれていますか？ 3) 家庭用シュレッダーで処理された紙は、雑がみにはならないと思いますが？ また、細かく手で破った紙についてはどうですか？ 4) 上記 1) 2) 3) を紙類14.7%から差し引くと、実際に資源となり得る紙類の割合はどの程度になりますか？	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
40	第3章 2. ごみ組成調査の結果 (24ページ)	「一方、23.8%のごみが資源になりうるものの、可燃ごみとして分別されていました。内訳としては、紙類14.7%、・・・」との記載がある。 紙類の内訳としては、どのような紙(新聞紙、詰め紙、チラシ、印刷物、レシート類・・・)がどの程度の割合を占めていましたか？	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。

		その結果を踏まえて対策を考えるのが常道だと考えますが。	
41	第3章 2. ごみ組成調査の結果 (24ページ)	「一方、23.8%のごみが資源になりうるものの、可燃ごみとして分別されていました。内訳としては、紙類14.7%、…」との記載がある。 しかし、これは大部分の人は真面目に分別しているのに、一部の人が混在させていることによる結果ではないのか？ このことに関して、検証は行っているのでしょうか？ 各集積所から数袋ずつ任意に抽出して、調べれば簡単に調べられることである。	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
42	第3章 2. ごみ組成調査の結果 (24ページ)	「一方、23.8%のごみが資源になりうるものの、可燃ごみとして分別されていました。内訳としては、紙類14.7%、プラスチックが6.2%、その他の資源ごみに含まれる古着・古布が2.1%となっています。」との記載がある。 しかしながら、円グラフではその他の資源ごみに含まれる古着・古布は2.9%になっている。 説明と円グラフで異なっている理由は何ですか？	円グラフの「その他の資源ごみ」には、「古着・古布」以外の資源ごみ（金属等）が含まれます。このため、「その他の資源ごみ」と表記を変えています。
43	第3章 2. ごみ組成調査の結果 (24ページ)	(1)可燃ごみ 「・・・令和6年度にごみ組成調査を実施しましたので、結果を示します。」 「一方、23.8%のごみが資源になりうる・・・」の記載がある。 しかしながら、広報いるまNo.1328では 同じ令和6年度のごみ組成調査結果であるにもかかわらず可燃ごみに含まれていた資源ゴミの割合が23.8%ではなく 23.6%となっている。 (2)不燃ごみ 「一方、24.7%のごみが資源になりうるごみとなっています。」の記載がある。 しかしながら、広報いるまNo.1328では 同じ令和6年度のごみ組成調査結果であるにもかかわらず不燃ごみに含まれていた資源ゴミの割合が24.7%ではなく 22.2%となっている。 このように、数値が市民に広報されているものと本案では異なっているがその理由はなにか？	広報いるま10月号に掲載した数値と本計画の数値の差についてですが、可燃ごみについては、小数点以下の数値の処理方法が異なります。 広報紙では合計が99.8%になりますが、本計画では合計が100%になるよう一部の数値を按分しています。 不燃ごみについては、本計画（案）では「不適物」を24.7%と表記し、広報いるま10月号では「資源化できるもの」を22.2%としており、対象が異なります。
44	第3章 2. ごみ組成調査の結果 (25ページ)	25ページ 「不燃ごみについては、・・・24.7%のごみが資源になりうるごみとなっています。不燃ごみについては、多様な種類のごみが混在しているため、総合クリーンセンターで選別し一部を資源化しています。」との記載がある。 上記に関して総合クリーンセンターで選別するために要している費用、マンパワーはどれだけですか？ その値如何によっては、全て総合クリーンセンターで選別するようにしてはどうか？ そうすることにより、資源ゴミ回収も集積所回りが不要となる。また、分別の為のゴミ袋も不要となるためビニールゴミ	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。

		の減量になり、co2削除になる。	
45	第3章 2. ごみ組成調査の結果 (25ページ)	25ページには 「不燃ごみについては、多様な種類のごみが混在しているため、総合クリーンセンターで選別し一部を資源化しています。」との記載がある。 ケンタッキー州ルイビルにあるエーエムピーロボティクス（AMP Robotics）では、リサイクル可能な材料を選別するロボットシステムを提供している。AIを用いた画像認識プラットフォームによって多くの材料を選別しリサイクルすることが可能で、透明度、不透明度、折り畳み構造や形状も判断し、選別する。さらにブランドの認識も可能なので、どのブランドがリサイクルされているかの示唆を得ることもできる。実際99%の精度でマテリアルの分析が可能とのこと。既にアメリカ20州以上の施設で10億個以上のリサイクル品を処理している。 このような、選別自動化の取り組みを教えてください。	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
46	第3章 3. 国、県との比較 (26ページ)	「※市で取りまとめている数値とは算出方法が異なります」との記載がある。 1) どう違うのか？ 2) なぜ算出方法を同じにしないのか？	埼玉県の「家庭系ごみ」は生活系ごみ（混合ごみ、可燃ごみ不燃ごみ、その他のごみ、粗大ごみ）から資源ごみを除いたものになります。 入間市の「家庭系ごみ」は埼玉県的生活系ごみの定義と同じです。 このことから、資源ごみ分が異なります。
47	第3章 4. 類似自治体との比較 (27ページ)	「入間市一般廃棄物処理基本計画 令和3年3月」では「4市（入間市、加須市、三郷市、坂戸市）を対象に指標値を算出」していたのに対し、本案では「3市（入間市、加須市、三郷市）を対象に指標値を算出しています」と、対象を変えた（減らした）理由は何でしょうか？ （改訂で変える場合は、その理由なり説明が必要である。）	類似自治体との比較については、人口規模を10万人から20万人と設定し比較していますが、坂戸市の人口が10万人に満たないため、本計画（案）では除外しました。
48	第3章 4. 類似自治体との比較 (27ページ)	「入間市一般廃棄物処理基本計画 令和3年3月」ではデータを比較していくつかの観点における傾向を把握する際に有用なレーダーチャートが用いられていたが、本案においてレーダーチャートを廃止したのは何故か？	本計画（案の）作成にあたり、掲載データの更新や全体の構成見直しを行いました。ご指摘のとおり、経年変化や他市との比較を分かりやすくお示しすることは重要であると考えております。 「レーダーチャートが有用である」とのご意見は、今後の計画策定や、より伝わりやすい資料作成に向けた貴重な視点として参考にさせていただきます。
49	第3章 4. 類似自治体との比較 (28ページ)	「人口1人あたりのごみ総排出量が平均より低い一方、人口1人あたりの年間処理経費、最終処理に要する経費がやや高くなっています。」と記載されている。 ・人口1人あたりの年間処理経費が他市より高い理由は何で	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。

		すか？ ・年間経費削減の為の方策は本案のどこに記載されていますか？ ・年間経費の目標値は？	
50	第3章 4. 類似自治体との比較 (28ページ)	本案には「埼玉県内において人口規模10万人から20万人の12市を対象に・・・比較し、本市のごみ処理行政の特徴を整理します。」「人口1人あたりの年間処理経費、・・・に要する経費がやや高くなっています。」と記載されている。 一方、入間市一般廃棄物処理基本計画(令和3年3月)では、「人口1人あたりの年間処理経費、・・・に要する費用はほぼ12市の平均となっています。」と記載されている。 なぜ、人口1人あたりの年間処理経費が12市の平均であったものが、今回12市よりやや高くなったのですか？ 他の市より人口の低下が激しかったのですか？	一つの要因として、施設の老朽化に伴い修繕に要する経費が増加傾向にあることがあげられます。
51	第3章 4. 類似自治体との比較 (28ページ)	「最終処分減量に要する費用」のグラフが記載されている。 単位は「円」ではなく「円/t」でないのか？ 説明がないので、全く判らない。 最低でも以下のこと位は記載してほしい。 「最終処分減量に要する費用＝最終処分減量に要する総費用（経常費用合計－最終処分部門における経常費用合計－管理部門における経常費用合計－経常収益合計）÷（年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量－最終処分量）」	本計画の他の表記と整合させる必要があるため、ご指摘のとおり円/tに訂正します。
52	第3章 5-2 資源化率 (28ページ)	「資源化率の向上のためには、国や県の動向を注視するとともに、ごみ総排出量を減らし、資源化物を増やすことが必要です。」と記載されている。 ①「国や県の動向を注視する」するのは誰か？また、なぜ注視すると資源率が向上するのか？ ②また、66ページによると以下が定義されている ● ごみ総排出量 ごみ排出量＋集団資源回収量の合計 ● ごみ排出量 家庭ごみ＋事業ごみ＋不法投棄ごみの合計 すなわち、定義に従えば、 ごみ総排出量＝家庭ごみ＋事業ごみ＋不法投棄ごみ＋集団資源回収量である。 従って本案の「ごみ総排出量を減らし、資源化物を増やすことが必要です」の文言は解りにくい、例えば「ごみ総排出量を減らすとともに、ごみ総排出量における資源回収量を増やすことが必要です」とすべきである。	廃棄物処理法の基本方針には、「一般廃棄物の出口側循環利用率」が指標として示され、令和12年度の目標として、「令和4年度に対し約26％に増加させる。」としています。この指標や数値を本計画の指標とするかは今後検討してまいります。 資源化物については、分かりにくいというご指摘を踏まえ注記を加えます。
53	第3章 5-2 資源化率 (28ページ)	本案には「ごみ総排出量を減らすには、破碎処理後埋立処分している小型家電等の資源化に加え、雑がみや剪定枝のさらなる資源化を検討する必要があります。」と記載されている。	従来、総合クリーンセンターへ持ち込んで処理していた雑がみや剪定枝を直接民間事業者へ持ち込み再資源化してもらう

		66ページによると以下が定義されている ● ごみ総排出量 ごみ排出量+集団資源回収量の合計 ● ごみ排出量 家庭ごみ+事業ごみ+不法投棄ごみの合計 すなわち、定義に従えば、 ごみ総排出量=家庭ごみ+事業ごみ+不法投棄ごみ+集団資源回収量である。 「雑がみや剪定枝のさらなる資源化を検討する」と何故、「ごみ総排出量」を減らすことができるのですか？	ことで、ごみ排出量を減らすことができます。 このため、民間企業と連携して新たな処理ルートを検討してまいります。
54	第3章 5-3 中間処理 (29ページ) 他	本案29ページには「宮寺清掃センターについては、・・構造物の劣化が進んでいるため、解体撤去や跡地活用について検討が必要です。」との記載がある。 一方、本案31ページには「宮寺清掃センターの循環型施設としての活用についても推進していきます。」との記載がある。 これは、「宮寺清掃センターは構造物の劣化が進んではいるが、循環型施設としての活用には当面(少なくとも令和17まで)は安全上・耐震上全く問題はない」という理解で良いですか？	宮寺清掃センターについては、施設が経年劣化・老朽化しており、安全上などの理由から早期に構造物を撤去したい考えです。 「活用」については、既存の構造物ではなく土地の活用を検討しています。
55	第3章 5-4 最終処分場 (29ページ)	29ページ 「5-4・・また、最終処分場の閉鎖に向けた調査や計画の策定を進める必要があります。」との記載がありますが、新たな最終処分場はどうするのか？の説明がないので、下記文章を加えたらどうか？ 『新最終処分場の整備については、資源化の推進、将来の財政負担軽減のため、新最終処分場は整備せず、将来的に焼却灰等の全量を資源化していく方針へと(令和4年度に)変更しました。』 因みに、『』内の文章は(令和4年度)環境経済部 組織目標【目標達成度合】より引用。	ご指摘の「最終処分場」に関する内容については、第3章中間評価と課題で整理しており、課題であると認識しています。 ご提案の内容は今後の方向性であり、今後の方向性については、第4章の最終手分場で、「閉鎖後の処分計画を策定します。」としています。
56	第3章 5-4 最終処分場 (29ページ)	「最終処分場については、令和10年度までは埋立を行う計画ですが、将来、新たな処分場の立地は想定していないことから、焼却量をできるだけ減量することで埋立量を減らしていく必要があります。」との記載がある。 すなわち最終処分量の削減の必要性が記載されているが、「処分場の延命」という守りの視点から「埋め立てゼロ」を目指す攻めの循環経済への転換が求められているのではないか。 令和10年度はすぐ目の前であるにも係わらず、この点に関しての方針および基本計画が本案では欠落している。	ご指摘の通り、最終処分場の延命化という視点に加え、将来的には「埋め立てゼロ」を目指すような循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換を進めていくことは、持続可能な社会の実現に向けて大変重要な課題であると認識しております。 本計画におきましても、まずは焼却量および埋立量の削減を最優先課題として位置づけておりますが、令和10年度以降を見据えた長期的な視点につきましても、技術動向や広域的な連携の可能性を含

			め、より踏み込んだ資源循環のあり方を検討していく必要があると考えております。 いただきましたご意見は、今後の施策展開および次期計画策定における重要な視点として参考にさせていただきます。
第4章 ごみ処理基本計画			
57	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	「ごみの減量化に向けて、ごみ袋の有料化について検討していきます。」との記載があるが、ごみ袋の有料化はごみ削減にはあまり効果がないことは既に判明している。ごみ減量化が目的であれば、ごみ袋有料化の検討はやめるべきである。 例えば、「環境省廃棄物処理技術情報のデータ」を、兵庫県川西市議会議員の長田たくや氏が分析した結果、市民一人当たり1日のゴミ排出量は、 ・有料化している 487市 889グラム ・有料化していない307市873グラム (2022年の値)と変わらず、 しかも、有料化した自治体も、していない自治体も、2010年以降ではごみ減少率に差がないことが判明している。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
58	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	ゴミ袋有料は市民のゴミ排出量に対して課税をするという間接税制度であり、市は、地方税法に縛られない自治体独自の間接税収入を得ることができる。 この間接税である「額（ゴミ袋代）は他の税と異なり、議会の承認を受ければ自由に値上げ可能」であり、鎌倉市では、有料袋の作成や流通に係る経費が約1億100万円に達し、40Lの指定袋が1枚80円にまで上昇。増税は物価高騰の中で市民の負担増である。 また、指定袋の販売店では在庫問題や事務負担も増える。 公の施策である以上、家庭や民間企業に過剰な負担や課題を背負わせることは避けるべきである。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
59	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	コンビニエンスストアなどへの不法投棄や不適正なごみ出しが確実に増えることは、ゴミ袋有料化した自治体の例を見ればわかることである。 すなわち、ごみ袋の有料化はゴミ減量には繋がらず、逆に環境への負荷や地域的美観を損なうだけでなく、マナーの低下を増長し、分別リサイクルや資源の有効活用を妨げる。 さらに、新たに市独自のゴミ袋を作ることは、むしろCO2の増加につながりかねない。 このように、ごみ袋の有料化は、百害あって一益なしの愚策である。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
60	第4章 2. 基本施策	ここでは「ごみ袋」の有料化であり、「(家庭)ごみ収集の有料化」ではないですね。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の

	(1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	この両者は根本的に異なります。 どきくきに紛れて、絶対に置き換えないようにしてください。	影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
61	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	環境省が定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成28年1月21日改正)により各自治体は、ごみの量を把握するために住民に対し有料(指定)ごみ袋を利用するように定めたのが、そもそも有料(指定)ごみ袋制度がある理由である。 従って、ごみ袋を指定の物にすることでごみの量を減らすのが目的で始まったのではない。 ごみの有料化であれば、ごみ減量になるかもしれないが、ごみ袋の有料化では、効果はない。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
62	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	本案58ページ、「家庭系ごみの減量化で見込んだ施策の減量効果」には「施策により、資源を含まない家庭系ごみ1人1日排出量は438g/人/日となり、数値目標を達成可能です。」と記載されている。すなわち、本案58ページ記載の施策により1人1日排出量100g削減が達成される。 また、本案22ページの間接評価は、「ごみ排出量については、家庭系ごみ及び事業系ごみの令和6年度実績において、令和7年度目標を達成しています。」と記載されているとおり家庭ごみ削減は順調である。 従って、本案39ページ記載の「ごみ袋の有料化の検討」、ましてや、本案30ページ記載の「ごみの収集回数の見直しや有料化についても検討」は、家庭や民間企業に過剰な負担や課題を背負わせることを防ぐ為にも、現時点での検討は時期尚早である。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
63	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	30ページ 「2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制」の項には、「ごみの収集回数の見直し・についても検討を進めます。」との記載がある。 1) 「ごみの収集回数の見直し」が「ごみの排出抑制」にどう結びつくのか？ 2) 特に、生ごみの収集回数を減らすと臭いなど衛生上の問題が発生するのではないか？ 3) ごみの収集回数を減らすと、ごみ集積所からごみが溢れ、散乱し美観を損ね、散乱したゴミの収集が必要になる可能性がでるのではないか？ごみ集積所のキャパシティは問題ないのか？ 4) ごみの収集回数を減らすと家庭内でのゴミ保管が困難にな	収集回数の削減は、住民の行動変容を促し、結果としてごみの発生抑制・分別徹底による減量につながるものと考えています。想定される効果は次のとおりです。 ・収集回数を減らすことで「いつでも出せる」状態が変わり、ごみを出す前に減らす工夫(買い方・使い切り・リユース)を意識しやすくなります。 ・次の収集日まで保管する必要が生じるため、ごみの量や出し方を見直す動機が働き、排出抑制につながります。 ・可燃ごみとして出す機会が減ることで、紙類・缶・びん・ペットボトル等を資源

		るのでは？ これらのことから、ごみの収集回数の見直しについて検討を進めることを削除していただきたい。すなわち、検討に値しない。	として分別する意識が高まり、可燃ごみの減量につながります。 ・特に生ごみは重く、におい等の影響が出やすいため、食べ切り・水切り・発生抑制などの対策が進みやすくなります。 ご指摘の「ごみ収集回数見直し」の削除は行いません。
64	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	「ごみを減らしてごみ袋代を浮かせるために、スーパーで購入した肉や魚をポリ袋に移して持ち帰り、トレーはレジ近くのごみ箱へポイ」このようなことが、実際に行われているとの報道があった。 入間市でも、ごみ袋の有料化やごみ収集の有料化を実施すると、このようなマナー違反者が多発することが、極めて容易に想到できる。 スーパーのごみが事業ごみであるならば、このようなマナー違反者多発により家庭ごみは相対的に減る。 しかしながら、明らかにこれは正しい家庭ごみの減らし方ではない。ごみ袋有料化やごみ収集有料化を考えるのなら、このようなマナー違反者対策もスーパーと協業して考える必要がある。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
65	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	「ごみ袋有料化の検討」および「ごみ収集有料化」の検討は無用である。ましてや、その為の計画策定は無駄な仕事、すなわち税の無駄使いであるので避ける必要がある。 市民は応分の税金を負担しており、ごみ処理などは市民が安心して暮らすための行政の大事な仕事である。有料化は市税の二重取り増税にほかならない。 有料化により低所得者ほど負担は増し、社会的公平性を著しく失う。 すなわち、ごみ袋の値上げは、「貧乏人はごみを出すな」の発想であり、 逆を言うと「お金を出すならいくらでもごみ出してね」に繋がる。子供たちはどう思うであろう。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
66	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	過去ごみ有料化した一部自治体は、「ごみを出した量に応じて費用を負担することにより、減量した人は相対的に低い費用ですむため、減量努力の公平な評価にもつながる。」とする見解を示している。 しかしながら、家族や生活形態の多様性についての想到が欠如していると思えない。生活している限りごみは出るのである。 従って、ごみの量は家族の人数が多い程多くなり得る、すなわち費用の負担が大きくなり得るのである。 また、オムツなどが必要な赤ちゃんや老人がいる家庭の負担	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。

		も大きくなる。 また、外食中心の人は自炊中心の人より負担は少なくなるが、だからといって外食中心の人＝減量努力をした人とはいえない。 入間市はお茶が特産品である。朝昼晩とお茶をのむ家庭は茶殻が多く出る。家庭ごみ減量化の為、減量努力して粉茶や抹茶にしますか。 ごみ袋またはごみ収集の有料化は、減量努力の評価にはつながらず検討に値しない。	
67	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	有料化による効果 1)有料化により順調に生活系可燃ゴミ排出量の減小が見られる ・守山市 ・松浦市 2)有料化した年は生活系可燃ゴミ排出量の減小が見られたが翌年から上昇傾向 ・長門市 ・多久市 ・茂原市 ・笠間市 3)有料化前後で生活系可燃ゴミ排出量に変化がない ・伊那市 ・常陸太田市 このように、有料化でゴミの量が減るとは限らず、有料化は慎重に。 なお、分別の向上効果は現れている。また、料金が高い程減量効果は高い(ただし、別の場所に捨てられている疑いもある)	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
68	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	有料化による成功例として野田市が挙げることがある。 しかし、調べてみたら、確かに指定ごみ袋制度を導入した平成7年度と導入前の平成6年度と比較すると大きく減量となっている。 だが、その後は増化傾向となったため以下を新たに定めている。 ・指定ごみ袋以外のごみ袋で排出されたごみの取り残しを徹底、 ・袋の口をテープで縛ったり、テープをはることを禁止。袋の取っ手のみで口をふさぐこと ・ごみ袋に記名欄を設けたので記名すること すなわち、有料化による効果ではなく、記名によりその後の減量に成功したのである。 入間市においては、ごみ袋記名は個人情報保護の観点から、	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。

		絶対に取り入れないで欲しい。そのようなことをすれば、それを理由に入間市から転出者が出かねない。記名欄は設けてはならない。	
69	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	佐世保市では、家庭系ごみの減量・資源化を進める有効的な方法として、「2段階有料化制度」を実施。 「住民基本台帳法による住民基本台帳に記載のある者の世帯に対し、補助券(無料券)を配付する」ことと規定したことから、短期間の滞在のため、住民票を異動せずに住んでいる人などから、均一料金への制度変更のご要望がありアンケートを実施し次回の制度の見直しに反映させる予定である。 他の市では、所帯人数と無料券の枚数で問題が生じている(規定で5人所帯以上は1人住まいの2倍の容量しかないため) 「2段階有料化制度」は上記のような問題があり、なにより市の事務負担(マンパワーと費用)が極めて大きくなる(無料券の制作や所帯人数に応じた無料券の発送事務など)ので、採用しないこと。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
70	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	八王子市では減量に成功しているが、『有料化(指定収集袋)制度の実施』だけで減量に成功したのではない。 有料化と同時に『戸別収集の実施』を取り入れた。 これによる効果が大きいと考えられる。(因みにマンションは集積所収集である。) 入間市は、『戸別収集の実施』を取り入れる考えはありますか？	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
71	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	生活に余裕がないと「自治体指定ゴミ袋の購入がためらわれる」といった問題が生じ、ゴミの処理が後回しにされてしまう。専門業者に片付けを依頼したくても、費用がかかるため金銭的余裕のない人にとっては選択肢にならない。 また、収入が少ない人ほど、「まだ使える」「もったいない」といった心理が強く働きやすく、使い道のない物でも捨てられずに残してしまいがちです。さらに経済的に困窮する人は心身ともにストレスを抱えやすく、日々の生活に精一杯で片付けにまで気が回らないことも少なくない。 その結果、ゴミ屋敷になります。 実際、総務省行政評価局の調査対象ゴミ屋敷181件のうち、約4割である74件が経済的な課題を抱えているとの回答です。 ゴミ屋敷を新たに発生させない為にも、ごみ有料化検討の際には配慮が必要です。因みに入間市にゴミ屋敷は何件程度存在しますか？ 参考)総務省行政評価局の「ゴミ屋敷対策に関する調査 結果	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。

		報告書（令和6年8月）」	
72	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	有料化の第一の目的は、「一般廃棄物処理を有料化することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できる。」であるとしている。 しかしながら、別の見方をすると、「一般廃棄物処理を有料化することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、不法投棄・不適正排出により課金を逃れようとする人がでることが予想できる」ことになる。すなわち、ゴミ削減には目が行かず費用負担を避けることに目が行く可能性がある。 ところで、集積所にごみが不法投棄され、投棄者が判明しない場合は、管理者が自らの責任においてごみを処理しなければならない。（廃棄物処理法第5条） このため、集積所にごみを不法投棄された場合、市はごみを撤去することができず、管理者が処分しなくてはならないことから、集積所管理問題にも飛び火する可能性があるのもその点も考えておく必要がある。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
73	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	30ページ 「ごみの収集回数の見直しや有料化についても検討を進めます。」との記載がある。 入間市の3大魅力 (享受できている利便性が高いもの) 1) ごみ有料化されていない 2) 家庭系可燃ごみの収集回数が3回ある 3) 祭日もごみ収集 入間市の3大魅力であり、入間市からの流出にブレーキをかけ、他地区からの移住を促進し得る材料を奪う行為には歯止めが必要である。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
74	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	「ごみの収集回数の見直し・・・についても検討を進めます」との記載がある。 見直し理由として「他市が収集回数を週3回から2回している」ということを挙げないでいただきたい。理由にはならない。（それを言うなら、埼玉県でも行田市では、週4回収集を行っている。） （例えば下記のように）明確にし、しかも一貫して欲しい。 家庭系一般ごみの収集回数を現在の週3回(月、水、金(祝日となった場合も収集))から 週2回(月、金(祝日となった場合も収集))に見直すことにより、 1) ごみの更なる減量化・資源化を推進し、最終処分場の延命化を図ります。 2) 収集車の燃料代削減、収集業務の合理化・効率化による経	ご指摘のごみ収集回数の見直しは現時点で検討事項であり、決定したものではありません。今後検討を進めるにあたり、他自治体の収集回数の状況は検討材料の一つとして参考にしつつ、見直しの要否は本市としての目的と効果に基づいて判断します。 ご意見については検討する際に参考にさせていただきます。

		費の削減を図るとともに作業員の環境改善により作業員の確保を確保なものとしします。	
75	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	30ページには 「ごみの収集回数の見直しや有料化についても検討を進めます。」との記載がある。 可燃ゴミは、衛生・臭いの問題や、家庭での保管場所の問題があるので、ある程度こまめにゴミ出しする必要がある。 しかし、そもそもなぜ先人は週3回収集することに決めたのか？ いつから3回になったのか？ を、先ず考えてみる必要がある。 それだけゴミが多かっただけであろうか。 そのほかの理由はなかったのですか？	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
76	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	入間市市民の多くは、レジ袋が有料化となった後は、レジ袋をスーパーなどのレジで購入するのではなく、100円ショップなどでビニールのごみ袋を購入し利用していると考え。 ごみ袋を購入している家庭では、既に「ごみ袋有料化」であり、このような市民の意識としては、ごみ袋の有料化は既に始まっているのである。 従って、複雑で問題の多い「二段階方式」を採用しない限りにおいては、入手が極めて容易(市内どこでも、土日祝でも、)であり、全てのごみ搬出(可燃、不燃、プラスチック)に使い、価格がリーズナブルであれば、それほど強固な否定的意見は出ない考える。 問題は以下の点を市民に納得するように説明できるかである。 ①価格「根拠、利益の使途、価格安定化の長期見通し」 ②種類「透明・半透明、容量、形態(単なる袋、取っ手のあるレジ袋)」などのバリエーションがあり、容量を押し付けないこと ③無記名 記名式でないこと ④管理 品質及び在庫管理については、市が全責任を負うこと ⑤ボランティアが使用する場合は、無料(袋原価)であること 説明できますか？	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
77	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	不燃ゴミや有害ゴミについてゴミ袋有料化を進める場合は、以下の問題を考慮して袋のバリエーションや価格を考慮しなくてはならない。 ・不燃ゴミ 1)大きさ、重量の問題 30cmのごみから、ビンの王冠までサイズや重量にかなり幅がある。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。

		2)別袋の要求 スプレー缶、ライターなどは他の不燃ゴミとは別袋にする必要がある。 ・有害ゴミ 1)別袋の要求 例えば、乾電池とリチウム電池は別袋にする必要がある。 2)割れやすいもの 現状、蛍光管(電球形ふくむ)などは購入時の箱にいれるか新聞紙などで包んで出している。とくに、蛍光管にはサイズが長いものが多い。 因みに、LED蛍光管も有害ゴミで処理ですか？	
78	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	「ごみの収集回数の見直し・・・についても検討を進めます」との記載がある。 ごみの収集回数の見直しを検討する際、以下の1)～4)(文字数が多い為4つの意見書に分割)について考察が不可欠である。 1)地区毎による差の考慮 地区により、住んでいる住民の人数・家族構成・年齢・職業・経済的余裕度や地区における買い物利便性などが異なる。 従って、その差がごみの量やごみの種類に出るのではないか？ 地区全て同じ収集回数に拘る必要はない。 埼玉県でも行田市は地区により、生ゴミ収集を週3回地区と週4回地区に別けている。	ご指摘のごみ収集回数の見直しは現時点で検討事項であり、決定したものではありません。 ご意見については検討する際に参考にさせていただきます。
79	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	「ごみの収集回数の見直し・・・についても検討を進めます」との記載がある。ごみの収集回数の見直しを検討する際、以下の1)～4)(文字数が多い為4つの意見書に分割)について考察が不可欠である。 2)季節や月による差の考慮 関東は、5月が一番ごみの量が多いようである。会社などが休みとなるゴールデンウィークでは家で食事をする人や来客が増えるからかもしれない。 夏場は、生ゴミが腐りやすく臭いも出やく、その為家庭での保管場所に苦勞する。冷蔵庫で冷凍保管する人もいる。それを理由に買い控えが生ずると経済活動にも影響がでる。 また、古布や段ボール・紙類は、濡れるとリサイクルが困難になる。従って、雨天は排出しない家庭が多い。そのため梅雨時は、古布や段ボール・紙類が排出できずに置き場に苦勞する。 以上の点から(経費や効率ではなく市民第一に考えるのなら)季節や月により収集回数を変えるという案も考慮にいれる必要がある。	ご指摘のごみ収集回数の見直しは現時点で検討事項であり、決定したものではありません。 ご意見については検討する際に参考にさせていただきます。
80	第4章	「ごみの収集回数の見直し・・・についても検討を進めます」	ご指摘のごみ収集回数の見直しは現時点

	2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	との記載がある。ごみの収集回数を見直しを検討する際、以下の1)～4)(文字数が多い為4つの意見書に分割)について考察が不可欠である。 3)曜日による差の考慮 家庭では一般に土日祝にゴミが多くなりがちである。 土日祝に仕事が休みの家庭などでは、昼飯を家庭でする人が平日より増えるからである。また、来客も多くなる。 以上の理由から、生ゴミ収集は月曜日が望ましいのである。 従って、週2回収集では、月曜日(祝日と重なっても)と金曜日が望ましい。 なお、地区により、月・木曜日、火・金曜日と分けると、今まで月水金だったこともあり、習慣から収集日間違いが後をたたなくなり大きな問題となるのは他市の例からも目に見えている。	で検討事項であり、決定したものではありません。 ご意見については検討する際に参考にさせていただきます。
81	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	「ごみの収集回数を見直し・・・についても検討を進めます」との記載がある。 ごみの収集回数を見直しを検討する際、以下の1)～4)(文字数が多い為4つの意見書に分割)について考察が不可欠である。 4)プラビニール収集日を平日に変更 生ゴミを年間週2回収集(例えば月曜日と金曜日)に変更した場合、プラビニール収集日を現在の毎週土曜日から毎週水曜日に変更することを提案する。 そうすることにより、収集員の土日休日化が図られ、なり手不足の解消につながり、生ゴミの収集回数削減の正当な理由付けの一つになり得る。	ご指摘のごみ収集回数を見直しは現時点で検討事項であり、決定したものではありません。 ご意見については検討する際に参考にさせていただきます。
82	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	「ごみの収集回数を見直しや有料化についても検討を進めます。」との記載がある。 現状のまま「ごみの収集回数」を減らすと、ごみが溢れる集積所が確実に多く発生する。 従って、「ごみの収集回数」の見直しと「有料化」を同時に行うか(これが一番周知しやすい)、または「有料化」を先に実施しないと集積所からごみが溢れ大きな問題になる。 (ただし、「有料化」した後で、「ごみの収集回数」を削減すると、有料化したのに収集回数を減らしたと、多分反発が大きい)対策実施の順番についても、充分検討していただきたい。	ご指摘のごみ収集回数を見直し及びごみ処理の有料化は現時点で検討事項であり、決定したものではありません。 ご意見については検討する際に参考にさせていただきます。
83	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	誤情報、虚偽情報が市内に出回ることを防ぐ為に、「ごみ袋の有料化」や「収集回数削減」の検討状況を市民にLINEなどで定期的に伝えるようにしてはどうか？	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせ

			ていただきます。
84	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	ごみを直接持ち込む場合の処理手数料は、現在一般家庭ごみ50キログラム以下は無料である。 ゴミ袋有料化になった際、持ち込みの処理手数料はどうするのか？ 有料ゴミ袋での持ち込みに限定する？ 別途重量制を併設するのか？ その検討も同時に行う必要がある。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
85	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	「ごみの収集回数の見直しや有料化についても検討を進めます。」との記載がある。 ごみの収集回数を増やして欲しいという要望は皆無ですか？ 燃えるごみ以外に関しても？	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
86	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	ごみ有料化は極めて大きな問題である。 従って市では、関連部(例えば、企画部・総務部・市民生活部・危機管理安全部・環境経済部・都市整備部・福祉部・子ども支援部・健康推進部)からなる庁内プロジェクトを当初から立ち上げて検討してほしい。 そうすることにより、市民への説明を行う場合に検討不足による指摘を避けられる。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
87	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	本案計画30ページには 「さらに、ごみの収集回数の見直しや有料化についても検討を進めます。」との記載がある。 しかしながら、本案計画38,39ページの「ごみ排出抑制行動の取組」には、「ごみ袋の有料化の検討」は含まれているが、「収集回数の見直し(事実上削減)」については、まだ含まれていない。 なぜ、審議会の答申がすでにでているのにもかかわらず今回の取組に「収集回数の見直し」を含めなかったのですか？	ご指摘のとおり、第4章の個別施策に「収集回数の見直し」を加えます。
88	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	30ページには、「ごみの収集回数の見直し・について検討を進めます。」と記載されている。 令和4年度 第3回入間市廃棄物減量等推進審議会で家庭ごみ収集回数の見直しについて審議され、その後答申されている。 さらに、入間市委託収集事業者10社を対象に、従業員の働き方改革の観点から、可燃ごみを週3回から2回へ、その他全体の収集日数を週6日から週5日へ変更することについてのアンケートを令和5年に行っており、結果も公表されている。 しかしながら、可燃ごみを週3回から2回へ、その他全体の収集日数を週6日から週5日へ変更することに関して入間市市民を対象とした事前アンケートは実施したという話は聞かない。	ご指摘の事業者アンケート等は、検討に向けた基礎的なデータ収集の一環として実施したものです。 収集体制の見直しにあたっては、市民サービスの維持と市民の皆様のご理解が必要であると認識しております。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。

		なぜ、市民の声を聞かないまま検討を進めるのか？	
89	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	30ページには、 「さらに、ごみの収集回数の見直し・・・についても検討を進めます。」と記載されている。 (例えば西条市のように)「資源ごみの拠点回収」、すなわち可燃ごみのように各集積所で収集するのではなく、市民(排出人)が回収拠点(市役所、公民館など)まで持って行く「拠点回収」方式、は現在検討予定に入っていますか？ ごみ出しが不便になればなる程、ごみの排出抑制になります。	ご指摘のごみ収集回数の見直し及びごみ処理の有料化は現時点で検討事項であり、決定したものではありません。 ご意見については検討する際に参考にさせていただきます。
90	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	本案30ページには、 「具体的なごみ減量行動及びリサイクルの推進を促すため、リサイクルプラザに登録しているボランティアスタッフを中心に、地域や民間との連携を図り、そこから情報発信できる体制の整備、支援施策などの充実を図ります。」と記載されている。 上記は非常に判り難い表現になっていますが、具体的には、リサイクルプラザで実施している ・体験教室 ・おもちゃ病院 ・よろず修理 ・マイバッグ制作 ・ぞうり作り などを充実させるということですか？	これまでに連携してきた地域住民や地域の活動団体の方々に加え、民間企業とも連携していくことを検討しています。 特に、民間企業が有するノウハウを活用し、市民の皆様にもリユース、リサイクルについての関心を持っていただけるよう進めていきたいと考えております。
91	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ) 他	ごみ袋の有料化について検討していきますではなく、すぐにも実施してください。ごみを減らすことは、地球に住む一人ひとりに課せられた重要な課題です。有料化すれば、市が指定したごみ袋を購入しなければならなくなるので、余計な出費を防ぐためにごみを減らしたり、リサイクルを意識した行動を取るようになります。	ご指摘のとおり、ごみ処理の有料化は、ごみの排出抑制やリサイクルの促進、費用負担の公平性の確保といった観点から、大変有効な施策の一つであると認識しております。 本市におきましても、有料化の導入につきましても、他自治体の事例や市民生活への影響等を総合的に勘案し、慎重に検討を進めているところです。 いただいたご意見を参考に、より実効性のあるごみ減量施策の構築に向けて取り組んでまいります。
92	第4章 2. 基本施策 (1) ごみの排出抑制 (30ページ)	家庭系ごみ削除を考えるには、 (家庭系燃える)ごみが多い人を分析する必要がある。 逆説的に、 ごみが多く発生するためにはどのような生活をすればよいのか？を考えると ①紙類を多く発生→家で仕事？・・・または事業ごみを流出？ ②生ゴミを多く発生→大所帯？・・・または事業ごみを流出？	ご指摘のとおり、ごみ処理の有料化は、ごみの排出抑制やリサイクルの促進、費用負担の公平性の確保といった観点から、大変有効な施策の一つであると認識しております。 本市におきましても、有料化の導入につきましても、他自治体の事例や市民生活

		事務所やレストランなどの事業ごみが家庭ごみに流出している可能性が高いのではないのでしょうか？ 調べて下さい。	への影響等を総合的に勘案し、慎重に検討を進めているところです。 いただいたご意見を参考に、より実効性のあるごみ減量施策の構築に向けて取り組んでまいります。
93	第4章 2. 基本施策 (2) ごみの処理・処分 イ 最終処分場 (31ページ)	「また、最終処分場については、近い将来、計画した処分量に達する見込みであるため、閉鎖に向けた土地利用計画や、閉鎖後の処分計画を策定します。」との記載がある。 最終処分場閉鎖後は、核のごみを地下深くに埋めて最終処分する「地層処分」地とするような計画は絶対検討しないでいただきたい。	ご指摘の内容は、施策や事業を検討する際の参考とさせていただきます。
94	第4章 3. 数値目標 (32ページ)	32ページには 「※1 再生利用率：排出量に対する再生利用料の割合」の記載がある。 しかしながら、①再生利用率とは「再生利用率：排出量に対する再生利用量の割合」である。 ②そもそも、32ページの表には、「再生利用率」の語句はない(「※1」はない)。 ③因みに「再生利用率」の語句は「リサイクル率」に現在変わっているのでは？	ご指摘の箇所は、一般廃棄物の出口側の循環利用率に訂正します。
95	第4章 3. 数値目標 3-1 国及び埼玉県 計画(表) (32ページ)	32ページには 「※2 埼玉県の家計系ごみ：生活系ごみ(混合・可燃・不燃・資源・粗大・その他)から資源ごみを除いたもので本市の家計系ごみとは異なる」との記載がある。 そもそも、32ページには「※2 埼玉県の家計系ごみ」は記載されていない。 従って、※2 の注記は不要である。	ご指摘のとおり不要であり、削除します。
96	第4章 3. 数値目標 3-2 本市の上位計画 (33ページ) 他	33ページの「資源の拠点回収を行っている店舗等の登録拠点数 目標値令和12年度目25件」とは、40ページの「小型家電リサイクル拠点回収(回収ボックス)」の数のことですか？	お見込みのとおりです。
97	第4章 3. 数値目標 3-3 本計画の数値目標 (34～35ページ)	本案35ページには、 ごみ排出量(資源ごみを除く)の目標値として、下記が記載されている。 「家庭系ごみ 計画目標 令和12(2030)年度 455g/人/日 令和17(2035)年度 440g/人/日」 しかしながら、例えば「455g のごみ」といわれても、どの程度の量かはピンとこない。 従って(例えば)、	ごみ減量の目標達成には、市民の皆様に現状と目標を具体的にイメージしていただくことが重要であると考えております。 いただきましたご提案を参考に、市民の皆さまへの説明資料等において、写真やイラストを活用した分かりやすい表現や、世帯構成に応じた目安の提示について研究・検討してまいります。

		・ご飯ならこの位 ・水きりした茶殻ならこの位 ・リサイクルできない紙類ならこの位 ・野菜くずならこの位・・・など分かりやすい画像を用いてホームページ上で示せないか？ また、世帯人数によって1人当りの排出量は異なるはずである。 従って、455g/人/日の目標は、1人(2人、3人、・・・)世帯の場合の1世帯当りの目安は、何g/人/日になるのか？ も画像で示して欲しい。	
98	第4章 3. 数値目標 3-3 本計画の数値目標 (34~35ページ)	廃棄物処理法に基づく基本方針（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針）の変更が行われ、2025年2月18日に発表された。今回の改定では、新たな指標「1人1日当たりごみ焼却量」が追加された。 しかしながら、市民にとって判りにくいとして、本案では指標として取り上げていない。令和12年度に指標とするか検討する旨記載されている。 ・理由はともかく、(数値が把握できるのであれば)、国及び県が定めた指標であるからして自治体は素直に基本計画に盛り込むべきではないか？ ・「ごみ焼却量」は「家庭系ごみ」だけを含むものではないにも係わらず、本案では「家庭系ごみ(資源を除く)」の項で論じられているのは不適切である。別項かまたはコラムを設けるべきである。	国が示した「廃棄物処理法の基本方針」では「1人1日あたりのごみ焼却量」が指標として示されました。 一方、これまで指標としていた「1人1日あたりのごみ排出量」が削除されたことから、その説明を加えたものです。 「1人1日あたりのごみ焼却量」と「1人1日あたりのごみ排出量」の両者を記載する必要はないと判断し、「1人1日あたりのごみ排出量」を指標としました。 5年後の改定の際にはいずれの指標を採用するか再度検討します。
99	第4章 3. 数値目標 3-3 本計画の数値目標 (34ページ)	本案7ページのフローから察するに、家庭系ごみは、可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 資源ごみから成っている。 一方、本案における資源化量を含まない1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の令和12年目標値は455g/人/日としている。従って、(可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ) - ((可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ)に含まれる資源化分) ≤455g/人/日 であろうが、非常に判りにくい。 ☆上記目標に加え、可燃ごみの1人1日あたりの排出量の目標値を定めて欲しい。 そうすれば、市民としての目標が明確になり一人一人が努力しやすくなる。 市民に寄り添った判りやすい量を指標として設けるべきである。	ご指摘の通り、日々の減量効果を実感しやすい「可燃ごみ排出量」を目標とすることは、市民の皆様の行動変容を促す上で大変有効な視点であると認識しております。 本計画における目標指標は、国や県の基準との整合性を図り現状の通りとさせていただきますが、いただきましたご意見は、今後のごみ減量施策や分かりやすい情報発信のあり方を検討する上で、貴重な参考とさせていただきます。
100	第4章 3. 数値目標 3-3 本計画の数値目標	「・事業系ごみについては、令和7年度の目標値(8,033t/年)を達成する見込みです。ただし、5年後の目標である令和12年度の目標(7,409t/年)には達していないため、目標値の変更は行いません。」の記載がある。	今回は、計画の改定であるためごみ量の将来推計は行っておりません。 このため、基本的には令和3年3月に策定した計画で定めた目標値を踏襲してい

	○事業系ごみ (35ページ)	一方、22ページには、現状(令和6年度) 7,509 t/年の記載があり、既に令和6年時点で令和12年度の目標に接近している。さらに、41ページには「事業系ごみ処理手数料の見直しを検討します。」の記載があることからして、もっと高い目標を設定してもよいのではないかと？	ます。 ご指摘の事業系ごみについても令和6年度末において令和12年度目標に達していないため、目標値の変更は行いませんでした。 ご意見については、次回の改定時の参考にさせていただきます。
101	第4章 3. 数値目標 3-3 本計画の数値目標 ○事業系ごみ (35ページ)	事業系ごみは経済活動の影響を非常に受けやすいことは周知の事実である。 従って、経済動向によっては事業系ごみ量が増加する可能性がある。 本案計画を策定するに当たって、少なくとも今後5年間の経済動向をどのようにみているのか？	推計は行っておりませんが、近年の動向からごみ量は減少するものと考えています。
102	第4章 3. 数値目標 3-3 本計画の数値目標 ごみ排出量(資源ごみを除く)の目標値 (35ページ)	ごみ排出量(資源ごみを除く)の目標値は、本案では 令和17年度 440g/人/日である。 しかしながら、「入間市一般廃棄物処理基本計画 令和3年3月 P47,48では令和17年度 438g/人/日である。 目標値を後退させた理由はなんなのでしょうか？	令和3年3月に策定した計画では、令和17年度のごみ排出量の予測値を、最大の施策効果を考慮して438g/人/日としています。 一方、当時の国の計画(循環型社会形成推進機基本計画)では、1人1日あたりの家庭系ごみの排出量を440gで定めており、この数値を採用しました。
103	第4章 3. 数値目標 3-3 本計画の数値目標 ごみ排出量(資源ごみを除く)の目標値 (35ページ)	本計画の目標の数値であるが家庭系ごみの目標数値は、495, 455, 440と、5刻みである。 一方、事業系ごみの目標数値は、8033, 7409, 6746と、端数がついている。何故、(例えば) 8050, 7400, 6750のように端数処理しなかったのですか？	目標数値の設定については、令和3年3月に本計画策定した際に推計した数値を採用しています。 本計画(案)の資料編に当時の推計値を掲載しています。
104	第4章 3. 数値目標 3-3 本計画の数値目標 ごみ排出量(資源ごみを除く)の目標値 (35ページ)	35ページの 「ごみ排出量(資源ごみを除く)の目標値」の表に下記注記がある。 「注) 事業系資源ごみは市の処理施設へ搬入されない」 ①この注記が35ページの表に必要な理由が不明である。理由はなにか？ ②むしろ、この注記は、7ページにあるべきではないのか？ ③むしろ、この注記は、22ページ「ごみ排出量」の表につけるべきではないのか？	ご指摘を踏まえ、注記の位置を変更いたします。
105	第4章 3. 数値目標 3-3 本計画の数値目標	紙類でも、雑がみになるものとならないものがある。この主な理由は、リサイクル業者や利用者がリサイクルしてできた紙の質・色・品質などにこだわっているからではないか？ 全ての紙類を選別不要にして、それによりリサイクルしてつ	分別の手間を省き、生成された再生紙を市独自で活用するというアイデアは、資源化率の向上や市民サービスの観点から貴重なご提案として承ります。

	○資源化率 (36ページ)	くられた粗雑な紙を市役所などで(例えば、梱包時の詰め紙などとして)使うようにすれば、分別も楽になり、資源化率も向上する。 市は、上記に対応可能なリサイクル製紙業者を探してはどうか？	リサイクル市場の動向や技術開発の状況を注視しつつ、今後のごみ減量・資源化施策を進める上での参考とさせていただきます。
106	第4章 4. 個別施策と目標設定 4-1 施策の体系 (1) ごみの排出抑制 (37~40ページ)	本案には、「家庭系での取組 家庭系ごみについては、次に掲げるアからウの取り組みにより排出を抑制します。」との記載があり、12施策が示されている。 ア「意識の向上」4施策 イ「ごみ排出抑制行動の取組」4施策 ウ「リサイクルの推進」4施策 ① 上記 12施策を実施しない場合のごみ排出量の予測値は？ ② 上記12施策が計画通りに進んだ場合、上記12施策の削減量に対する寄与率はそれぞれどの程度になると考えているのですか？	各施策を実施した場合の効果予測(推計)は行っておりません。 ご指摘の集積所の面積基準は、ごみの量だけでなく「分別のためのスペース」を考慮して定めています。ごみの減量化には「徹底した分別」が不可欠ですが、資源回収の際に品目ごとの容器やネットを平面的に並べるためには、十分な広さが必要となります。
107	第4章 4. 個別施策と目標設定 4-1 施策の体系 (1) ごみの排出抑制 (37~40ページ)	本案には、「家庭系での取組 家庭系ごみについては、次に掲げるアからウの取り組みにより排出を抑制します。」との記載があり、下記 12施策が示されている。 ア「意識の向上」4施策 イ「ごみ排出抑制行動の取組」4施策 ウ「リサイクルの推進」4施策 上記12 施策のなかで、 ① 入間市独自の施策、または他の自治体より先がけている施策はありますか？ ② 一番力を入れている、または入れようとしている、または一番マンパワーを投入している、または一番マンパワーを投入しようとしている施策はどれですか？ ③ 令和8年度以降新たに開始する施策、または展開する施策はどれですか？	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
108	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 ア「意識の向上」 (37~38ページ)	本案には「意識の向上 家庭でのごみの排出抑制に向けては、本市の将来を担う子供たちを含め、広く市民にごみ減量の必要性を理解していただくことが重要です。」と記載され、4つの施策が示されている。 しかしながら、4施策ともアピール感が足りない。また、どうせするなら楽しいほうがいい。 従って、(例えば)入間市の全ての公用車に対しラッピングを施すものとし、そのラッピングのデザインについて小中学校クラス対抗で(単に小中学生に募集するのではなく、クラス全員でごみ削減について学習しながら)アイデアを出しあって応募するようにしてはどうでしょう。	ご指摘の内容は、施策や事業を検討する際の参考とさせていただきます。
109	第4章 4. 個別施策と目標設定	入間市内の中学生を対象として「入間市廃棄物減量検定(1級、2級、3級)」を中学校とコラボして企画してはどうか？	「総合クリーンセンターへの問い合わせが多い品目」を出題範囲とすること提案は、

	(1) ごみの排出抑制 ア「意識の向上」 (37～38ページ)	例えば、1級は「総合クリーンセンターにお問い合わせの多いもの」から出題する。	実際の分別ルールや現場の課題を理解する上で大変実践的であり、有益な視点であると捉えております。 既存の環境学習プログラムの充実や、新たな啓発イベントを企画する際の貴重なアイデアとして参考にさせていただきます。
110	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 ア「意識の向上」 (37～38ページ)	他市の学校では「学校内のゴミ箱のゴミを回収し、捨てられているゴミを分析し、ゴミの減らし方をディスカッションする。」といったことが行われている。 入間市に於いても、このような取り組みを提案し、かつ市の専門家が(生徒の年齢に応じた)分析のやり方を指導するなどしてはどうか？ 高校などでは、市職員が(禁忌を知らない先生も多いので)古紙禁忌品について教えると効果的である。 例) ・クレヨンで書いた紙は禁忌だが、ボールペンで書いた紙は雑がみ ・ノーカーボン紙(宅配伝票など)、クッキングシート、トレーシングペーパーは全て古紙禁忌品 ・粘着テープ、クリップ、ホチキス、輪ゴム、セロハンテープは少量の混入はやむを得ない(回収した量の0.5%以下)	ご提案の内容は、施策や事業を検討する際の参考とさせていただきます。
111	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 ア「意識の向上」 (37～38ページ)	「ごみ減量・資源化イベントの開催」 改訂前は下記が記載されていた。 「・ごみ減量推進地区説明会を年10回以上開催します。」 今回削除した理由は何ですか？ ごみ減量推進地区説明会はしないのですか？	ご指摘の「ごみ減量推進地区説明会」につきましては、近年、開催しても参加者が少ない状況が続いており、従来の「回数」を目標とした開催形式では、多くの市民の皆様は情報を届けることが難しくなっております。 そのため、今回の計画では回数目標の記載を削除いたしました。説明会自体を行わないということではございません。 今後は、人が集まりにくい形式に固執せず、イベントとの連携や出前講座、デジタル媒体の活用など、より多くの市民の皆様に関心を持っていただける効果的な周知・啓発方法を検討してまいります。
112	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 ア「意識の向上」 (37～38ページ)	本案には、下記が記載されている。 「社会体験チャレンジ 令和12年度 5校 令和17年度 7校」 しかしながら、入間市では学校併合が進められており、学校数を指標にするのは不適当と考えられる。	ご指摘のとおり、学校再編が進む中で単純な「校数」を目標とすることは、実態と乖離する恐れがございます。 しかしながら、環境教育は本計画における重要施策の一つであり、継続的な推進と評価が必要です。

			そのため、目標設定自体をなくすのではなく、実施率や参加児童・生徒数など、学校数の増減に左右されない適切な指標への見直しを検討してまいります。
113	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動の取組 (39ページ)	環境省より「地方公共団体におけるバイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドライン(令和4年)」が示されているが、検討状況はどうなっているのか？	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
114	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動の取組 (39ページ)	平成19年6月に環境省が策定した「一般廃棄物処理有料化の手引き」によると、「有料化」とは、市町村が一般廃棄物処理(収集、運搬及び処分)についての手数料を徴収する行為を指す。 このため、例えば、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するゴミ袋(指定袋)の使用を排出者に依頼する場合については、「有料化」に該当しない。 そういう点では、本案39ページの「ごみ袋の有料化の検討」とは指定袋の使用を排出者に依頼するとともに、一般廃棄物処理の手数料を袋代に上乗せすることなのか？ 「ごみ袋の有料化」という表現は市民を惑わす非常にトリッキーなものであり、本案39ページにその詳細説明が必須である。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
115	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動の取組 (39ページ)	「ごみ袋の有料化の検討」であるが、ごみ収集の有料化(手数料)と考えられるが「排出者にとって、ごみを排出するのにいくら費用がかかるか」が重要であり、手数料を徴収せず原価程度で販売の有料指定袋制度でも、ごみの排出に費用がかかるのであるから有料化したと捉える市民もいる。 やむを得ず手数料を取る場合にしても新たに市指定のゴミ袋を作成するような市の事務負担の増加・税金・エネルギーの無駄遣いは止め、例えばシール方式、集積所単位で(年間)手数料を取る等・・・、広い視野を持って検討してほしい。安直な「ごみ袋」に固執しない発想が必要である。 以下についても十分な検討が必要である 1)有料化を行う目的の明確化、2)価格設定の根拠の明示、3)地域性の重視、4)ごみ量のゆり戻しや不法投棄への対応、5)長期ビジョンにおける有料化の位置づけ また有料化導入過程に関する以下の点に対する検討も必要であると指摘する。 1)地域住民の声が反映されず、決定過程が不明確、2)広報期間が短く不十分、3)制度の運営が硬直的、 何れにせよ、住みにくい入間市にはしないでいただきたい。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。

116	第4章 4. 個別施策と目標設定 （1）ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動 の取組 （39ページ）	西東京市では、生産工場の人が感染症になり指定ごみ袋の生産が滞った為、市民は入手困難になった。 当然、ごみ集積所には指定ごみ袋以外が溜まり大問題となった。 すなわち、市独自のゴミ袋を作成した場合、このような事態が発生する可能性も覚悟しなくてはならないので、複数の生産工場で作るなど入手難対策についても慎重に議論して欲しい。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
117	第4章 4. 個別施策と目標設定 （1）ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動 の取組 （39ページ）	草津市では、 「令和7年9月24日（水曜）に、当市指定ごみ袋取扱店において、外袋と中身（本体）が異なるごみ袋が発見されました。すでに市民の皆様が引換・購入されている可能性もあるため、お手元に不具合品がある場合は資源循環推進課で交換を行います」とう事態が発生し、市は交換作業に迫られた。 すなわち、市独自のゴミ袋を作成した場合、このような事態が発生する可能性も覚悟しなくてはならないので、慎重に議論して欲しい。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
118	第4章 4. 個別施策と目標設定 （1）ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動 の取組 （39ページ）	西宮市では、 「日本サニパック株式会社が製造（承認番号第003号）しました「もやすごみ」指定袋で、仕様規格である厚さ0.02ミリメートル以上に達していない部分を有する商品が、一部流通していたことが判明し原因調査と改善策及び商品品質について指導を行いました。」 すなわち、市独自のゴミ袋を作成した場合、このような事態が発生する可能性も覚悟しなくてはならないので、慎重に議論して欲しい。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
119	第4章 4. 個別施策と目標設定 （1）ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動 の取組 （39ページ）	桶川市では、 「この度、指定袋の小サイズの一部に底が抜けてしまう不良品があることが判明しました。既に販売されてしまったものの中にも不良品が含まれている可能性があります」 このように、指定袋はトラブルが発生しやすいので、業者選定には専門家を交えて充分品質管理や製造工程を考慮してほしい。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
120	第4章 4. 個別施策と目標設定 （1）ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動 の取組 （39ページ）	北茨城市でも、 「高萩・北茨城広域事務組合（高萩市・北茨城市）指定ごみ袋について、ごみ袋中央部で圧着され袋が開かない等、使用できないものが複数確認されております。」 このように、指定袋はトラブルが発生しやすいので、業者選定には専門家を交えて充分品質管理や製造工程を考慮してほしい。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
121	第4章 4. 個別施策と目標設定	公表されている「令和6年度第2回入間市廃棄物減量等推進審議会」会議録には、「令和5年度の審議会答申にて、ごみの収	ご指摘のとおり、第4章の個別施策に「収集回数の見直し」を加えます。また、ご

	(1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動 の取組 (39ページ)	集回数の見直しを行った方が良いとご意見をいただいたため、可燃ごみの収集回数を3回から2回に見直すことを念頭に置いて、令和7年度以降検討を進めていく」と事務局より説明があったことが記載されている。 しかしながら、本案39ページ「家庭系ごみの削減対策の推進」には、上記内容に係わる記述がない。すでに、審議会答申がでているにも係わらず記載がないのはなぜでしょうか？。 一方、39ページには「ごみ袋の有料化の検討」が、記載されている。審議会答申が出ているのでしょうか？ 有料化とごみ収集の回数削減は、実施するなら同時に実施した方が市民が混乱しないのでバラに検討すべきである。	意見については、検討時の参考とさせていただきます。
122	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動 の取組 (39ページ)	ゴミ袋の値段に対する考察 ・1人当りごみ処理費用(令和6年度) 12631円 ・家庭系ごみ排出量(令和6年度) 487g/(人・日) ・家庭系ごみ排出量目標(令和12年度)455g/(人・日) よって、令和12年度は令和6年度より家庭系ごみ排出量が減ることによる1人当りごみ処理費用削減額は830円となる。 【$12631 \times (487 - 455) / 487 = 830$】 1人所帯に於いて、1年にごみ袋代830円要したとすると、ごみ袋代を含めた、1人当りごみ処理費用としての負担は令和6年度と変わらないことになる。実際は、ゴミ袋代は税金ではなく市民が負担するので、1人当りごみ処理費用の削減分がゴミ袋の運営費を越えなければ市の増税利益となる。 有料化後の生ゴミ用ゴミ袋使用枚数は、1人世帯年間平均67.6袋、1人 平均33.2袋【「家庭ごみ排出特性に関わる指定袋配布制度の評価」 天野耕二・松浦篤史】 従って、$830 / 67.6 = 12.3$円/枚 または $830 / 33.2 = 25$円/枚が 有料ゴミ袋1枚の価格の目安である。 これより高いと、便乗増税といわれても仕方ない。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
123	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動 の取組 (39ページ)	①資源ゴミについては、分別促進を考えると、無料で収集する方が効果的であり、在庫している(指定ゴミ以外の)ゴミ袋や家庭にある各種ビニール袋の使いみちにもなる。 ②道路など公共の場所を清掃の際には、ボランティア袋(無料)を配布するようにして欲しい。 ③庭木などの剪定枝・落葉については、緑化の推進、環境の保護などの観点に立ち、有料指定収集袋以外の袋に入れて「剪定枝・落ち葉・下草」等と書いて、燃やせるごみの収集日に出すようにして欲しい。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
124	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動	ごみ袋有料化の導入準備は(例えば)以下の手順を省くことなく充分時間をかけて欲しい。(実施までに3年~5年要すると思われる) ①一般廃棄物処理基本計画に家庭ごみ有料化を位置付け	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載していま

	の取組 (39ページ)	②審議会の議論 ③パブリックコメント+市民アンケート ④議会議決 ⑤移行実施計画策定 ⑥審議会の議論 ⑦パブリックコメント+市民アンケート ⑧議会議決 ⑨市民説明会や広報特集号など ⑩家庭ごみ有料化開始 事実上全て決まった後で、市民の声を聞くような事態は避けて欲しい。 パブリックコメントの募集(は周知され難いので)に加え、市民アンケートを実施すべきである。	す。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
125	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動 の取組 (39ページ)	国の方針として家庭ごみ有料化を推進すべきことが明確化されており、「有料化の手引き」を作成して区市町村の有料化導入を支援している(ごみ削減には有料化以外無いと国はお手上げ)。 従って、市は「一般廃棄物処理有料化の手引き 令和4年3月」に記載されている内容を充分検討した上で、有料化の導入に当たっては、住民に対する説明会を一定期間、多数回開催し、住民への説明や意見交換を行い住民の意見を反映の上、有料化の決定が行われなくてはならない。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
126	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動 の取組 (39ページ)	代表的な判例として、「ごみ有料化条例」の無効確認等請求事件(横浜地裁(平成21年10月14日))がある。 手数料額の設定に関しては、下記を前提として市の裁量権に逸脱や乱用はないと判断。 ①有料化に先だって市民にアンケート調査を行い、市民の意向に沿った額に設定した。 ②他の自治体の料金設定と比較して特に不均衡はない ③手数料額が現実の処理に要する経費を相当額下回っている この判例は、ごみ有料化を検討する上で極めて参考になるので、研究していただきたい。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
127	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動 の取組 (39ページ)	有料化に向けて、以下の条例改定に関する計画は？ 入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
128	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動	地方自治法227条は「普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」としています。 一方、「もっぱら地方公共団体自身の行政上の必要のために	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。

	の取組 (39ページ)	する事務については手数料を徴収できない」とする古い行政実例（昭和24年3月14日）があります。 そこで、家庭系のごみについてはすべての家庭から排出されるものであり、これを収集することは「特定の者のため」という要件を充足しないので、家庭系ごみの収集について手数料を徴収することは地方自治法に違反する。 従って、市は新たに「ごみ収集に関する約款」を作成して、市が承認した集積所を利用する(特定の者)ものは手数料を徴収することにすればよいのでは？ 一番いいのは、市が国に働きかけて地方自治法を改定することではないのか？	
129	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動 の取組 (39ページ)	39ページには、「ごみ袋の有料化の検討」が記載されている。 「有料化」という文言自体に市民は、拒絶反応を示す。従って下記①、②を提案する。 ①必ず法的根拠が問題になる。 従って、法的根拠となり得る下記情報(名称)程度は欄外にでも記載したほうがいいのか？ ・地方自治法（昭和22年法律第67号） 第227 条 ・「ごみ有料化条例」の無効確認等請求控訴事件（東京高裁（平成22年4月27日）） ②国がごみ有料化を推奨していることを示すため、例えば下記のような表現に変えたらどうか？ 「ごみの減量化に向けて、ごみ袋の有料化について検討していきます。」 → 「更なるごみの減量化に向けて、環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」に基づきごみ袋の有料化について検討していきます。」	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
130	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動 の取組 (39ページ)	・ゴミ袋有料化の是非を含めての検討ですか？ ・それとも、ゴミ袋有料化は既に事実上決定事項であって、ごみ袋の有料化の検討とは実施に向けての検討ですか？	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。
131	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動 の取組 (39ページ)	「本市で実施する場合の制度設計（対象、料金体系、料金徴収方法、手数料の減免等）の検討などを行っていきます。」との記載がある。 一方、環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」には、「「図表1-4-1 有料化の検討及び導入における手順」において、最初の手順として、「現状の把握及び課題の整理 住民意識の把握」が示されている。従って、検討する前に、先ずアンケート(年齢、職業、性別、居住地区、世帯人数、扶養	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。

		人数、収入、健康状態、・・・などで意見が異なる可能性がある為 出来るだけ多くの市民から)により民意と現状を確認することが先決である。 そのアンケート結果などを基に、民意を反映させて、制度設計(対象、料金体系、料金徴収方法、手数料の減免等)の検討を始めなくてはならないのである。 間違っても、制度(制度の一部分でも)を(事実上)決めた後に、市民アンケートするような後付けは絶対に許されるべきではない。 (既に多くの自治体でアンケートがなされているので、アンケート内容はそれらを全て参考にすれば極めて容易である)	
132	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動の取組 (39ページ) 他	「◆生ごみ処理機の購入に対する補助金の交付」が記載されている。 ・家庭で生ゴミを、例えば電気式生ごみ処理機で処理する場合と、 ・家庭から排出された生ゴミをそのまま焼却炉で処理する場合とを比較した場合、どちらがどの程度のエネルギーまたはCO2削減になりますか？ [減量という観点ではなく、エネルギーの観点から比較した場合] (各家庭で電気生処理機で処理して焼却する場合は各家庭で電気エネルギーが必要であるが、焼却炉までの輸送重量が減り、焼却炉の燃焼効率の低下もない。 一方、家庭から排出された生ゴミをそのまま焼却炉で処理する場合は、各家庭での電気エネルギーは不要であるが、輸送重量が重く、焼却炉の温度低下により燃焼効率が下がる。)	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
133	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動の取組 (39ページ)	本案には、「リサイクルプラザの運営に民間活力を活用することを検討し・・・」との記載がある。 処理場関連施設での販売については、民間事業者によるリユースショップ、フリマアプリなどが浸透していることから、廃止したり廃止を検討している自治体も多い。また、ジモティーなどとの提携(実証)を行っている自治体も多い。 しかしながら、民間事業者によるフリマアプリなどでは実物を見ずに(少ない)写真だけで購入することによるトラブルや、詐欺サイトも少なくない。 当市のリサイクルプラザは来館者が多く、講習会などのついでにリサイクルショップによる人も多い。 従って、民営活力を活用することになってもリサイクルプラザでの現状の販売形態は継続してほしい。	ご意見については、今後の運営方法検討時の参考とさせていただきます。
134	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制	本案には、「リサイクルプラザの運営に民間活力を活用することを検討し・・・」との記載がある。 ①入間市はリユースプラットフォーム「おいくら」を通じた	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける

	イ ごみ排出抑制行動の取組 (39ページ)	リユース（再利用）の推進を行っているが、なんらかの手料は市に入るのですか？ ②市民が「おいくら」を通じて紹介された買取業者との間にトラブルが生じた場合、市はトラブル解決のため何か動いてくれるのですか？	回答の対象外とさせていただきます。
135	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動の取組 (39ページ)	39ページには 「・生ごみ処理機の購入者に・・・を図ります。（食品ロス削減計画に記載※） ◆生ごみ処理機購入費補助件数 30基/年(食品ロス削減計画に記載※)」 と記載されている。 下記にしたほうがよい。(食品ロス削減計画に記載※) がだぶっていてくどいし、「30基/年」は食品ロス削減推進計画には出てこない。 「・生ごみ処理機の購入者に・・・を図ります。（食品ロス削減計画に記載※） ◆生ごみ処理機購入費補助件数 30基/年」	ご指摘の通り、「生ごみ処理機購入費補助件数 30基/年」という具体的な数値目標につきましては、『入間市食品ロス削減推進計画』には記載がありませんでした。 このため、ご意見を踏まえ、同計画に記載します。
136	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動の取組 (39ページ)	生ごみ処理機(電気式)は、購入してもやがて使わなくなる人が多いと思われるので、生ごみ処理機を推奨するだけでなく下記デメリットも正しく伝えることが必要である。 ①毎日使用すると毎月の電気代が数百円～千円程度増える ②フィルター交換や消耗品の購入が定期的に必要 ③生ゴミの水分を蒸発させるために処理時間が数時間ほどかかる(夜間電力を利用する人が多い) ④生ゴミを加熱・乾燥させる過程で焦げ臭さのような独特のにおいが発生する ⑤換気が不十分な場所に生ゴミ処理機を設置すると、部屋に臭いがこもる ⑥処理機の内部には生ゴミのカスや水分がたまりやすく、清掃をしないとカビや雑菌が繁殖する ⑦貝殻や魚の骨などの硬い物、大量の油分を含む食品は処理できない機種が多い	生ごみ処理機の利用促進にあたっては、ご指摘のような維持管理や費用面での負担についても、市民の皆様にも正しく理解していただく必要があると考えております。 本計画(案)は、基本計画という性質上、詳細なデメリットの記載は行いませんが、実際の普及啓発活動においては、頂いたご意見を参考に、適切な情報提供を行ってまいります。
137	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動の取組 (39ページ)	「令和5年度 第5回入間市廃棄物減量等推進審議会」においては、「更なるごみ減量施策の検討について(家庭ごみ有料化の検討)」が審議されている。 ごみ有料化は市内でどこまで検討が進んでいますか？ いつ市民アンケート実施するのですか？	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 検討状況については、個別にお答えできません。
138	第4章 4. 個別施策と目標設定	「入間市一般廃棄物処理基本計画 令和3年3月」P47,48では下記方策により令和17年度の目標を達成する計画であった。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の

	(1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動 の取組 (39ページ)	①食品ロス削減→ (63g/人/日⇒32g/人/日) ②水きり強化→ 可燃ごみ10g/人/日減 ③分別率20%向上 →可燃ごみ中の紙類24g/人/日減→可燃ごみ中の容器包装廃棄物量22g/人/日減 ④粗大ごみ排出削減 → (45g/人/日⇒25g/人/日) 本家で「ごみ袋有料化」の方策を加えたのは上記計画のどこが達成困難と考えていますか？ また、「ごみ有料化」によりどの程度の効果を目論んでいますか？	影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 検討状況については、個別にお答えできません。
139	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 イ ごみ排出抑制行動 の取組 (39ページ)	「東京都特別区における一般廃棄物処理基本計画」において、「優先度【低】：『住民の行動変容を促すインセンティブ制度の導入』 家庭ごみ有料化は効果が高い一方、住民合意の形成に時間を要するため、中長期的な課題として位置づけます。」との記載がある。 他の方策を優先し、「家庭ごみ有料化」については、先行自治体において問題が多く発生していることから、入間市では、急がずに充分市民の意見を聞いて欲しい。	ごみ処理の有料化は、導入ありきではなく、減量効果や市民負担、不法投棄等の影響、事務コストも含めて客観的に検証する検討項目の一つとして記載しています。 ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。
140	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 ウ リサイクルの推進 (39ページ)	複数の市では以下を実施や検討しています。 入間市でも一応検討してみてください。 ①生ごみを分別収集し、メタン発酵発電及び液肥として利用する ②紙ごみの資源化を推進するため、古紙収集に、戸別収集・ちり紙(リサイクル品)交換方式を導入する ③家具等の木質系粗大ごみは、清掃センターで焼却せず、木質チップとして、木質発電施設での資源化を図る	ご提案いただきました3点のご意見は、いずれもごみの減量化・資源化をさらに推進するための有効な取り組みであると認識しております。 これらの施策の実施には、新たな施設整備や収集システムの構築が必要となることから、他自治体の実施状況や費用対効果、環境への負荷低減効果などを十分に調査し、今後のごみ処理施策を検討する上での参考とさせていただきます。
141	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 ウ リサイクルの推進 (40ページ)	本家40ページには、「◆分別アプリダウンロード数(累計) 令和12年度 27,000件 令和17年度 36,000件」の記載がある。 一方、「令和6年度版 いるましの環境 第三次入間市環境基本計画環境報告書」12ページには「ごみ分別アプリ(ダウンロード数31,965件 令和6年3月末時点)」 また、「令和7年度版 いるましの環境 第三次入間市環境基本計画環境報告書」11ページには「ごみ分別アプリ(ダウンロード数38,832件 令和7年3月末時点)」との記載がある。 本家の「ごみ分別アプリ」と、環境報告書の「ごみ分別アプリ」は、累積ダウンロード数が極端に異なっている。これらは、別のアプリなのですか？差の理由は？	本計画(案)40ページに記載した「ごみ分別アプリの活用」は、計画目標であるため、実際のダウンロード実績ではありません。 ただし、既に令和17年度(計画期間)の目標を達成しているため、目標値の見直しを行います。
142	第4章 4. 個別施策と目標設定	「・古紙類、古布類(繊維)等の資源化を推進するため、資源回収登録団体に対して奨励補助を行い、資源再利用の推進	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではな

	(1) ごみの排出抑制 ウ リサイクルの推進 (40ページ)	を図ります。」と記載されている。 しかし、高齢化や団体運営が難しくなって来ていることから、自治会による集団回収の減少が起きていると推定しています。 また、少子化や流出などにより、子供会活動も低迷していると思われます。 登録していても活動していない団体もあると思います。 実態を、どのようにして、どの程度把握していますか？何らかの対策が必要ではありませんか？	いため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
143	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 ウ リサイクルの推進 (40ページ)	「・ごみ分別アプリを活用し、・各種イベント情報の配信を行い、・」との記載がある。 しかしながら、ごみ分別アプリを調べると、「お知らせ」には2024年11月30日を最後にそれ以降新しい情報は来ていない。 配信担当や配信責任者はちゃんと決められているのでしょうか？ 今後、イベント情報を配信開始するのであれば、いつから開始されるのですか？	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
144	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 ウ リサイクルの推進 (40ページ)	本案40ページには「・ごみ分別による資源化を推進します。」が施策として記載されている。 より資源化を推進するために、例えば 水俣市のような高度分別は考えていますか？	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
145	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 ウ リサイクルの推進 (40ページ)	リチウム電池に関して、市のHP等でごみの出し方が下記のように明記されている。 「ごみの出し方 取り外せるリチウムイオン電池などは電子機器から外し・ごみ収集に出す場合は有害ごみとして他のごみとは別の袋に入れて・電池が取り外せない小型家電は、電気を使い切ってから不燃ごみとして排出してください。」 しかしながら、「電池が取り外せない小型家電は、電気を使い切って」は、事実上困難な場合がある(例えば、電気炊飯器のリチウム電池等)。 また、充電式ではない小型家電(例えば電気炊飯器)にリチウム電池が使われていることを知らない人さえいる。 この点はどう考えますか？	ご指摘のとおり、電池が取り外せない製品の放電が困難なケースや、内蔵電池の有無が分かりにくい製品があることは、適正処理における課題であると認識しております。 いただきましたご意見は、市民の皆様へのより分かりやすい周知方法の検討や、今後の分別区分のあり方を検討する際の参考とさせていただきます。
146	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 ウ リサイクルの推進 (40ページ)	本案40ページには、「・ごみ分別による資源化を推進します。」の記載がある。 しかしながら、分別が判りにくい。 一方、HP(ページID: 0261)には、「総合クリーンセンターにお問い合わせの多いもの」 「目次ごみの分別・出し方に関すること処分方法に関すること集積所に関することその他」 が、判りやすく(図や写真	ご意見については、施策や事業を検討する際の参考とさせていただきます。

		が欲しいが)記載されている。 この内容をこのまま、ゴミチャンネル ゴミ分別ソフトおよび 各所帯に配布されているゴミ収集日程リーフレットに記載してほしい。	
147	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 ウ リサイクルの推進 (40ページ)	本案40ページには、「◆ごみ焼却灰の資源化の推進 1,000 t/年」が記載されている。 一方、本案7ページには令和6年度 焼却灰(再生委託) 1151t/年 が記載されており、すでに1000t/年を越えている。 最終処理場への埋め立てを無くすためにも、ごみ焼却灰の資源化の推進をさらに進める必要がある。 従って、新たな目標を設定する必要があるのではないか？	本計画における目標値「1,000t/年」につきましては、ごみの排出量や焼却量の変動、および資源化施設の受け入れ状況の変動等を考慮し、安定的かつ継続的に資源化が確実に見込める数値として設定しました。 実績が目標を上回っている状況は望ましいことですので、今後につきましても、設定した目標値に関わらず、可能な限り全量の資源化を目指して取り組んでまいります。 いただいたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
148	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 ウ リサイクルの推進 (40ページ)	剪定枝と紙おむつのリサイクルに関して、例えば海老名市高座清掃施設組合のように(仮称)剪定枝リサイクルセンター整備基本計画を策定し、来年令和9年から本格稼働を目指しているところもある。 特に紙おむつは高齢化社会になるほど増えることは間違いないことなので、入間市も近隣自治体と計画して、または企業誘致を積極的に行ってはどうか？	剪定枝や紙おむつのリサイクルは、ごみの減量化・資源化を推進する上で大変有効な取り組みであると認識しております。 特に紙おむつにつきましては、高齢化の進展に伴い排出量の増加が見込まれることから、再資源化に向けた体制整備は重要な課題です。 ご提案いただきました近隣自治体との広域連携や、民間企業のノウハウを活用した施設整備等につきまして、先進事例を調査・研究し、今後の施策の参考とさせていただきます。
149	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 ②事業系での取組 (40ページ)	事業所から排出される、個人情報・取引価格等の入った古紙等の機密文書は、燃やすごみとして処理されている場合が多いと考えられる。 従って、(例えば、みやま市のように)機密性を充分担保しながらリサイクルを進める方策を各事業所と協業して検討してはどうでしょうか？	ご指摘の通り、機密文書は情報漏洩への懸念から焼却処分されるケースが多く、資源化の余地が大きい分野であると認識しています。 いただきましたご意見を踏まえ、市内事業者との連携や、安心・安全なリサイクルルートの周知・啓発など、機密文書の資源化に向けた効果的な方策について検討してまいります。
150	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制	家庭系一般廃棄物有料化と同時に、事業系ごみの減量やリサイクルを推進し受益者負担の適正化を図る観点から、事業系一般廃棄物の手数料の改定を行なうことは、事業者や市民の	ご意見については、検討時の参考とさせていただきます。

	②事業系での取組 (41ページ)	理解を得やすいと考える。 ただし、手数料の改定額と市民のゴミ袋有料化額は、考え方として整合を取るべきである。 安直に近隣の市がこうだからという理由付けはしないでいただきたい。 あくまでも入間市の問題として捉えるべきである。	
151	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみの排出抑制 ②事業系での取組 (41ページ)	事業系一般廃棄物の手数料引き上げに伴う家庭系一般廃棄物への混入増加に対する対策についても検討していただきたい。	ご指摘については、適正な排出につながるよう努めます。
152	第4章 4. 個別施策と目標設定 食品ロス削減推進計画 (42ページ)	食品ロスや食品廃棄物を減らす取組として、埼玉県では「彩の国エコぐるめ事業」がある。バラ売りや小盛り、ハーフサイズの設定など、お客様の要望に沿った量での提供をする取り組みである。 一方、鹿児島では、市内の協力店から売れ残りそうな食品を専用サイトに出品して、その食品を利用者がお得に買いに行けるフードシェアリングサービス「かごしまタベスケ」を実施している。 対象は、消費期限、賞味期限が近い食品・見た目等で規格外になった食品・予約がキャンセルされ余ってしまった食品・商品入替等で在庫整理をする食品・試作品として調理した食品 このような他の自治体での取り組みも参考にしたい。	先行事例については、施策や事業を検討する際の参考とさせていただきます。
153	第4章 4. 個別施策と目標設定 食品ロス削減推進計画 (42ページ)	学校給食では、給食の食べ残し、調理下処理時の野菜くずや調理くずなどの生ごみが発生します。世田谷区ではこれらの生ごみを回収して、飼料化リサイクル処理を実施しています。 さらに、同区では食材を無駄なく使用するため、「食パンの耳を使ったクルトンやラスク」「ブロッコリーの芯を利用する」「出汁がらの昆布で佃煮を作る」など調理方法を工夫しています。 こういった、学校給食における食品ロス削減についても取り組んだらどうか？ 教育の上からも良いのでは。	先行事例については、施策や事業を検討する際の参考とさせていただきます。
154	第4章 4. 個別施策と目標設定 食品ロス削減推進計画 (42ページ)	野菜や魚介のくずである厨芥や残飯は、自炊活動に伴って発生し、水分を多く含んだ厨芥や残飯は重量が重い。惣菜を買ったりせず、レトルト、インスタントを使わない人程厨芥は多くなる。従って、自炊を自粛し三食外食を推奨すれば家庭ごみは減少する。1人住まいの学生が多い地域は家庭ごみは少ないのである。 例えば、市民食堂を設け、そこで全市民が朝昼晩食事をすれ	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。

		ば、家庭ごみは劇的に減少することになる。しかし、当然ながら実施不可能である。 水分は重いとはいえ、蒸発すれば消える。 「生ごみの7割から8割は水分であり、焼却には化石燃料など多くのエネルギーが必要となります。(本案P42)」従って、市は生ゴミの水きりを行うよう呼び掛けている。 水が垂れない程度の水きりは多くの家庭でも実施していると考えますが、徹底した水きりや乾燥を要求するのは無理がある。 市で、焼却前にまとめて水きりは出来ないのか？ 例えば(衛生的な)天日干し場所を設置し太陽エネルギーなど自然エネルギーを利用して乾燥する、あるいは焼却で得られた余剰エネルギーで乾かす装置等を設置するなどの策について市は調査・研究はしていないのですか？	
155	第4章 4. 個別施策と目標設定 食品ロス削減推進計画 (42ページ)	「生ごみの7割から8割は水分であり、焼却には化石燃料など多くのエネルギーが必要となります。(本案P42)」従って、市は生ゴミの水きりを行うよう呼び掛けている。 しかしながら、「冷凍庫で保管してごみ捨て当日にごみ袋に入れる。においが気にならないし、汁が垂れない」など、ゴミ捨て直前まで冷凍する人がいる、特に夏場は多いと思われる。 また、冷凍保存している(煮汁などがある)食品や料理が変質した場合などゴミ捨て直前まで冷凍し、冷凍のままごみ袋に入れることは一般におこなわれていると考えられる。 水分を含んだ状態で捨ててことを排出者は意識していない場合が多いのではないだろうか。 上記に関して、市はなにかアクションをおこなっていますか？	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
156	第4章 4. 個別施策と目標設定 食品ロス削減推進計画 (42ページ)	「市民の食品ロス削減 ◆・・外食時の・持ち帰り等の推進」が記載されている。 「消費者及び事業者に向けた食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生ガイドライン」(厚生省)に於いて、 ・持ち帰りは消費者の自己責任 ・持ち帰る食品は、事業者が認めた食品の範囲に限る(持ち帰りに適さない食品としては、生ものや半生など加熱が不十分な食品) ・容器は、基本的に事業者が用意したものを使うなどが定められている。 外食時の持ち帰りを推進する場合は、食中毒死などを防止するため、このガイドラインが消費者や事業者にも周知されていることが前提である(何でもかんでも持ち帰ることはできない。持ち帰りには健康リスクを伴う)。 入間市の消費者や事業者には周知されていると考えていますか？	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。

157	第4章 4. 個別施策と目標設定 食品ロス削減推進計画 (42ページ)	① 市民が食品保存のいろいろな方法を多く知ることができるようになる為の広報活動(冊子作成など)が必要と考える。 野菜などは冷蔵庫でなくても正しい食品保存の仕方さえ知っていれば長持ちさせることができ、食品ごみ削減につながる。 ②「食べきり」によるごみ減量とは無理に食べることではない。 「自分の身体にあった適量を知り、食事の内容や量を選ぶ」能力が身に付くように(教育する場を提供)することで、食品ごみ削減につながる。	ご意見については、施策や事業を検討する際の参考とさせていただきます。
158	第4章 4. 個別施策と目標設定 食品ロス削減推進計画 (42ページ)	ローリングストック法は、「ふだん食べている食品を少し多めに買い置きして、食べたらずその分を買い足していく。備える→食べる→買い足すことを繰り返しながら、食品を貯蔵していく方法である」 この方法は、下手すれば毎日同じものばかり食べたり、偏食や栄養の偏りにつながる恐れがある。この点の注意も合わせて必要である。ごみ削減より健康が優先である。	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
159	第4章 4. 個別施策と目標設定 食品ロス削減推進計画 (42ページ)	「◆賞味期限・消費期限が近いものを選ぶ「てまえどり」の実施」が記載されている。 しかし、消費者にとっては賞味期限・消費期限が遠いもののほうが、ごみ削減になる。 すなわち、いろいろな事情から消費予定だった日までに消費できない場合もあるからである。 この点についてはどう考えるのか? 消費者ではなく、むしろ事業者の問題である。	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
160	第4章 4. 個別施策と目標設定 食品ロス削減推進計画 (42ページ)	本案42ページには「事業者の食品ロス削減については、30・10(さんまる・いちまる)運動の啓発や、・・・」の記載がある。 これは、環境省が提言する「3010(さんまるいちまる)運動」と同じ呼び方である(入間市は・がある)。 しかしながら、「3010」という数字は記憶に残らず効果は甚だ疑問である。 例えば、富山県では立山の標高3015mにちなんで、30と15をキーワードにして「3015運動」としている。 また、川島町では苺にちなんで「1515(いちごいちご)運動」としています。 このように、記憶に残りやすい工夫はしないのですか?	ご指摘の内容は、施策や事業を検討する際の参考とさせていただきます。
161	第4章 4. 個別施策と目標設定 食品ロス削減推進計画 (42ページ)	入間市一般廃棄物処理基本計画(令和3年3月)のごみ排出量の将来予測では、「食品ロス対策効果」10年後 31g/人/日減(63g→32g/人/日)が記載されている。 中間評価には記載されていないが、現時点での食品ロス対策の効果はどんな具合ですか?	ごみ排出量や食品ロス削減に係る予測(推計)は、今回の改定では行っていません。このため、令和3年3月に策定した計画内の情報を資料編に掲載しています。
162	第4章	他の自治体(例えば、府中市など)では、水分の多い生ごみの	市におきましても、生ごみの減量化には

	4. 個別施策と目標設定 食品ロス削減推進計画 (42ページ)	重量を減らすため、イベント時等に水切りネットの配布を始めとした啓発により、水切りを推進している。 入間市でも、水切りネットの使用を呼び掛けてはどうでしょうか？	「水切り」の徹底が不可欠であると考えており、これまでも広報やホームページ等を通じて周知を図ってまいりました。 ご提案いただいた水切りネットの配布等の具体的な啓発手法につきましては、費用対効果や実施方法を含め、より効果的なごみ減量の取り組みに向けた参考とさせていただきます。
163	第4章 4. 個別施策と目標設定 食品ロス削減推進計画 (42ページ)	例えば、吉川市では「生ごみ用の「水切り器」を無料で配布しています！」 水切りネットといっしょに使えます。 入間市でも、一応検討してみてください。	市におきましても、生ごみの減量化には「水切り」の徹底が不可欠であると考えており、これまでも広報やホームページ等を通じて周知を図ってまいりました。 ご提案いただいた水切りネットの配布等の具体的な啓発手法につきましては、費用対効果や実施方法を含め、より効果的なごみ減量の取り組みに向けた参考とさせていただきます。
164	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみ排出抑制 ③環境美化・不法投棄対策 (43ページ)	ごみ袋有料化が実施されると、 ・コンビニやスーパーのごみ箱に家庭ごみが分別されずに廃棄される ・他地区の集積所に、指定ゴミ袋を使わないで廃棄される(鍵や網をしてたり、折り畳んでいても、横に置いていく) ・公衆トイレなどに家庭ごみが廃棄される ・廃墟や空き家に家庭ごみが廃棄される などの不法投棄が多発する可能性がある。 その対策や防止策は？ (一部のマンションは監視カメラを設置することで対策しているが)	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
165	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみ排出抑制 ③環境美化・不法投棄対策 (43ページ)	入間市のごみ分別アプリは外国語対応版となっています。 日本語版、英語版、アラビア語版 以外には、どの言語に対応していますか？ 外国の方にどれだけ普及していますか？ 外国語版アプリ単体としての提供ですか？ それとも日本語を含む多言語対応アプリとして、アプリをダウンロードした端末の言語設定に応じて、アプリの言語が自動的に設定されるのですか？ その場合、一時的に日本語から英語にすることはできますか？ iPhone 版もAndroid版も外国語に対応していますか？ 入間市ホームページの、どこをみれば詳細がわかりますか？ 多国語対応に特注で作り、しかも毎月アプリ使用料を業者に支払っているのだから、ダウンロードして使用してもら	本市のごみ分別アプリは多言語には対応していません。 ごみの分け方出し方を示した資料(外国語版)は、市公式ホームページ(総合クリーンセンター)にございます。

		わなくては無駄である。	
166	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみ排出抑制 ③環境美化・不法投棄 対策 (43ページ)	例えば、福生市などでは、入間市より一歩進んでいるようです。入間市はしないのですか？ (1) 福生ごみナビ ごみの写真を撮ってLINEで送るだけでAIが分別方法などを18言語で案内します。 日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語（タガログ語）、タイ語、ベトナム語、フランス語、ネパール語、ヒンディー語、インドネシア語、ロシア語、台湾語、ポルトガル語（ブラジル）、ビルマ語、ベンガル語 (2)外国人向けやさしい日本語 福生市のごみの出し方動画 YouTubeの自動翻訳機能で、多言語字幕を選んで視聴することができます。	ご提示いただいた他市の事例は、外国人住民の方はもとより、市民の皆様にとっても分かりやすく、利便性の高い取り組みであると認識しております。 本市におきましても、多文化共生の推進およびデジタル技術の活用は重要な課題と考えております。 いただいたご意見や先進自治体の事例を調査・研究し、今後のごみ減量・リサイクル施策や啓発活動の参考とさせていただきます。
167	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみ排出抑制 ③環境美化・不法投棄 対策 (43ページ)	市民の大半は、きちんと分別しゴミ減量に協力していると考えます。 しかしながら、全く分別しない人がまだかなりいるためゴミ減量が進み難いのではないかと考えます。ゴミ袋有料化が実施されるとこのような不法投棄問題は更に大きくなるのは間違いないと思います。対策を検討するためにも現状把握が必要です。 ① ごみ集積所に排出された家庭ごみ(燃えるごみ)のうち、分別が全く行われておらず、収集 しないゴミ袋は、1日当り何袋位ありますか？ ②そのような ごみ集積所は 何ヵ所位ありますか？ ③また、そのような ごみ集積所はほぼ決まっていますか？	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
168	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみ排出抑制 ③環境美化・不法投棄 対策 (43ページ)	43ページには、「市民清掃デーによる環境美化活動」として、「各自治会において市民清掃デーを開催し、街中の環境美化活動に努めます。」との記載がある。 遥か昔は、市民清掃デーは市民・企業・団体・行政が一体となった市内全域の取り組みであった。 自治会の弱体化が進む中、昔のように一体となった取組に戻す必要がないでしょうか？ 今のままでは、市民清掃デーに出ないといけなから自治会を脱会するという人が増える可能性さえあり得る。	市民清掃デーにつきましては、協力団体の高齢化などにより、これまでと同じ規模での継続が困難となったことから、実施方法等の見直しを行ってまいりました。 今後につきましても、ご指摘の自治会への負担軽減や多様な主体との連携といった視点を踏まえ、持続可能な活動となるよう参考にさせていただきます。
169	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみ排出抑制 ③環境美化・不法投棄 対策 (43ページ)	継続して不適正排出がされることにより、他の集積所利用者とごみ集積所を共用するうえで、良好な関係を保持できなくなったごみ集積所については、排出ルールを遵守させるため、排出者の特定のためのルール違反ごみの開封調査や、指導・罰則等の制度化についても検討すべきである。 (排出者特定のために開封調査を実施する場合には、プライバ	ごみ集積所の適正な管理と良好な近隣関係の維持は、本市にとっても重要な課題であると認識しております。 ご提案いただきました開封調査や罰則の制度化につきましては、悪質なルール違反への抑止力として有効な側面がある一

		シーに配慮する必要がある。)	方、ご指摘のとおりプライバシー保護の観点から慎重な対応が求められます。 他自治体の事例や法的な課題等を整理し、実効性のある対策について、いただいたご意見を参考に調査・研究してまいります。
170	第4章 4. 個別施策と目標設定 (1) ごみ排出抑制 ③環境美化・不法投棄対策 (43ページ)	分別強化のため以下の対策をしている自治体がある。 「立ち当番を配置し、分別の徹底にご協力ください。」 (『ごみステーション管理の手引き』 松本市環境エネルギー部環境業務課 令和7年) 入間市も不適正排出が繰り返される集積所には、このような対策を強化する必要があるのではないか。	ごみ集積所における対面での啓発や指導は、適正排出を促すために有効な手段の一つであると考えております。 特に課題を抱える集積所への対策として、ご提示いただいた他市の事例を参考に、より実効性のある指導体制について研究・検討してまいります。
171	第4章 4. 個別施策と目標設定 (2) ごみの処理・処分 ①中間処理施設 (44ページ)	本案には、「近隣自治体との広域連携の可能性についても研究していきます。」との記載がある。 所沢市・入間市一般廃棄物共同処理施設検討事業は、協議の結果、所沢は不要であるため両市によるごみ共同処理施設の整備は行わないとの結論に至ったが、その後の動きは？	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
172	第4章 4. 個別施策と目標設定 (2) ごみの処理・処分 ①中間処理施設 (44ページ)	「取組」の・宮寺清掃センターの循環型施設としての活用 「取組目標」の・安全な解体・撤去の方法や循環型施設としての活用方法について検討します。」 が記載されている。 「宮寺清掃センターの循環型施設としての活用」と目標である「安全な解体・撤去の方法」の関連性が判らないので説明が必要である。	宮寺清掃センターについては、ごみ処理施設として都市計画決定している施設であるため、施設を解体・撤去した後もごみ処理や資源循環に資する施設としての活用を検討していくというものです。 ご指摘を踏まえ、解体・撤去後の表現を変更します。
173	第4章 4. 個別施策と目標設定 (3) 災害対策 (45ページ)	坂戸市は2025 年オリックス資源循環株式会社 と燃やせるごみ処分に係る協定を締結、すなわち～自治体のごみ処理施設の修繕や停電、施設の更新・休止、急な施設トラブルなどにより、燃やせるごみの処理不能となった場合に、オリックス資源循環が迅速に受け入れ処理する。 入間市は、(例えば)地震災害によりごみ処理施設に処理不能事態が発生した場合に備え、バックアップを準備していますか？	ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
174	第4章 4. 個別施策と目標設定 (3) 災害対策 (45ページ)	災害は、「入間市災害廃棄物処理計画」が対象としている「地震災害、風水害、その他自然災害」だけではない。 すなわち、感染症についてもなんらかの記載が望ましいのではないか？ 例えば、『「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン令和2年9月(令和5年3月一部改定) 環境省 環境再生・資源循環局」にて示された感染防止策を講じつつ、安全で安定した廃棄物の適正処理を行っていきます。』	ご指摘については、入間市災害廃棄物処理計画改定時の参考とさせていただきます。

		など。	
175	第4章 4. 個別施策と目標設定 (4) 研究課題 (46ページ)	『高齢者のごみ出し支援に関しては、「入間市見守りボランティア事業」の一環として対応しています。』との記載がある。見守り活動とは『高齢者の居宅を訪問し、声掛けによる安否確認及び分別されているごみの集積所への運搬等の支援を行うことをいう。』と定義されている。 「ごみの重さ程度も持って歩くのが困難」「今日は何を排出する日かわからない」という高齢者のごみの運搬・排出に関しては入間市見守りボランティアが支援をするとしても、高齢化の進展に伴う「分別」困難者の増加に対しての方策はどう考えるのか？ 特に、ごみ袋有料化になった場合、ゴミ袋の選定、入手、そして必要なゴミ袋に対しての分別、・・・と手間が増えるが？ 土別市では、審議会において、高齢化に備えるために戸別収集を続けることに決定している。 上記を含め調査・研究が必要である。 因みに、少なくとも平成27年から「高齢者のごみ出し支援等に関する調査・研究」を行っているはずであるが、その成果および進捗状況は？具体的には、何を見ればわかりますか？	ご指摘の内容は、施策や事業を検討する際の参考とさせていただきます。 ご指摘の内容は、施策や事業を検討する際の参考とさせていただきます。 「高齢者のごみ出し支援等に関する調査・研究」の検討状況については、公表していません。
176	第4章 4. 個別施策と目標設定 (4) 研究課題 (46ページ)	『高齢者のごみ出し支援に関しては、「入間市見守りボランティア事業」の一環として対応しています。』との記載がある。 しかし、家庭ごみは収集当日の朝8時30分までに、決められた集積所へきちんと分別して出さなくてはならない。 とすれば、見守りボランティアは高齢者の近隣に住みかつ朝時間的に余裕がある人しか出来ないことになる。(令和5年5月時点でボランティア49人存在するが) 高齢者は(一般に)ごみが比較的に少なく収集頻度も少なくてもよいと思われることから、 見守りボランティアが必要であるが、近隣に見守りボランティアのなり手がいない高齢者に対しては、戸別収集を適用しても良いのではないかと？ 因みに、利用世帯数は、平成29年 9世帯、平成30年 12世帯であったが、その後の推移を教えてください。	高齢化の進展に伴い、ごみ出しが困難な世帯が増加していることは市としても重要な課題であると認識しております。 現在、「入間市見守りボランティア事業」による地域での支え合いを推進しておりますが、ご指摘の通り、時間的な制約や近隣に協力者がいない等の理由により、支援を受けられないケースがあることも把握しております。 ボランティアの確保が困難な世帯へのセーフティネットとして、他自治体で実施されている職員による戸別収集（ふれあい収集）等の制度導入についても、費用対効果や収集効率を勘案しながら、今後の検討課題とさせていただきます。 なお、利用世帯数については、本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関係するご意見ではないため、本パブリックコメント

			トにおける回答の対象外とさせていただきます。
177	第4章 4. 個別施策と目標設定 (4) 研究課題 (46ページ)	ごみの組成調査を実施し、その結果を検証し・・・」との記載がある。 ・実施計画すなわち 何時までにどのように実施完了させる計画なのか明確にして欲しい。具体的計画がないものは「やらない」と同じである。 例えば、大阪府四條畷市では、12年も前に実施し、結果を公表している。 「ごみ減量化及びごみ収集の効率化に関する調査研究平成26年3月」 これは、平成25年9月1日現在の住民基本台帳登録世帯3,000世帯を単純無作為抽出したものであり、以下のパラメーターに分け分析。 年齢、家族数、居住形態、居住年数、居住地区、ごみ排出場所 ・先ず先行調査として、入間市環境経済部員全員の家のごみを調査、分析してみてもどうか。これだと費用も掛からないし、詳しい説明も不要なので、手間も掛からない。 ・上記により調査の問題点が解決できたら、無作為抽出によるアンケート調査、または調査員による調査を実施すればいい。	先行事例については、施策や事業を検討する際の参考とさせていただきます。
178	第4章 4. 個別施策と目標設定 (4) 研究課題 (46ページ)	本案46ページには「ごみの組成調査を実施し、その結果を検証し・・・」「家庭系ごみは居住者の特性（年齢構成、世帯人数、家屋形態など）により組成が異なります。また、事業系ごみは業種によって排出されるごみの組成が大きく異なります」との記載がある。 入間市は、令和4年に分析調査を実施しているものの、年齢構成、世帯人数に対する分析は実施せず、集積所単位で安直な調査しかしていない。 何故、年齢構成、世帯人数に対する分析の必要性を知らずから実施しなかったのか？ 「入間市 令和4年度家庭ごみ組成分析調査業務 報告書2022（令和4）年8月株式会社 日水コン」	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
179	第4章 4. 個別施策と目標設定 (4) 研究課題 (46ページ)	本案46ページには「ごみの組成調査を実施し、その結果を検証し・・・」「家庭系ごみは居住者の特性（年齢構成、世帯人数、家屋形態など）により組成が異なります。」との記載がある。 しかしながら、入間市は、令和4年に分析調査を実施しているものの、年齢構成、世帯人数に対する分析は実施していない。 「入間市 令和4年度家庭ごみ組成分析調査業務 報告書2022（令和4）年8月株式会社 日水コン」	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。

		しかし、同じ令和4年に世田谷では世帯人数、年齢（1人所帯のみ）の分析を行っている。さらに、使用しているごみ袋のサイズやごみ袋当りの重量の分析も行っている。さらに事業系も調査分析している。 「世田谷区家庭ごみ・事業系ごみ 組成分析調査及び計量調査報告書（令和4年度版）」 入間市と世田谷区のこの差は、どこに問題があるのか？	
180	第4章 4. 個別施策と目標設定 （4）研究課題 （46ページ）	46ページには、複数（ア～オ）の研究課題が記載されている。重要性、即効性、実現可能性、費用対効果、持続可能性などを考慮して、優先度をつけマンパワーや費用を配分して欲しい。 すなわち、「イ ごみ組成調査を活用した減量施策の研究」を優先的に実施していただきたい。これは実施するしかなく、他から耳に入ってくるものではない。 他の研究は、やがて周りから耳に入ってくる類いのものである。	研究課題の実施にあたっては、ご指摘の観点（重要性、費用対効果等）を踏まえ、優先順位をつけて取り組むことが重要であると考えております。 地域特性の把握が必要な「イ ごみ組成調査」の重要性を踏まえ、頂いたご意見は今後の事業実施における参考とさせていただきます。
181	第4章 4. 個別施策と目標設定 （4）研究課題 （46ページ）	多くの家庭では乾燥・脱水機能の付いた洗濯機を備えている。これを用いて、生ゴミの水切りが洗濯槽を汚さず、かつ簡単にできないかを研究課題に加えて実現性にチャレンジしてはどうか？	洗濯機の利用そのものにつきましては、衛生上の観点等から慎重な検討が必要ですが、頂いたご意見を参考に、市民の皆様が日常生活の中で手軽に実践できる水切り方法の研究や情報発信に努めてまいります。
182	第4章 4. 個別施策と目標設定 （4）研究課題 （46ページ）	「ごみ組成調査を活用した減量施策の研究」改訂前は以下の記述があった。 「具体的には、令和7（2025）年度までに家庭系、令和12（2030）年度までに事業系の組成調査を実施し、令和13（2031）年度以降にとりまとめていきます。」 今回削除した理由はなにですか？ 実施目処が見つからないからですか？	実施時期の記載を見直した理由は、社会経済情勢の変化や廃棄物処理を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、その時期に適した調査を実施するためです。 ごみ組成調査は減量施策の基礎となる重要な調査であると認識しており、実施時期を定めないことで後退させるものではなく、より効果的な実施時期を検討してまいります。
183	第4章 4. 個別施策と目標設定 （4）研究課題 （46ページ）	①無人車やロボットによるごみ分別収集、スマート集積所、ごみ収集自動化システムなど近い将来モデル地区を設けて実施する可能性があることにしても動向を把握して欲しい。 ②入間市では他の部署からも多くの計画が既に出されているが、それらの計画において、ごみ収集に対する検討漏れが発生することのないように担当課は常に注意してほしい。	ごみ収集における自動化や新技術の活用につきましては、社会情勢や技術開発の動向を注視し、今後の効率的な収集体制構築に向けた参考とさせていただきます。 他部署の計画策定時におけるごみ関連施策への配慮につきましても、ご指摘の点を踏まえ、庁内連携を密に行い、収集業務に支障のないよう整合性を図ってまいります。

184	第4章 4. 個別施策と目標設定 (4) 研究課題 (47ページ)	分別して再プラするよりも、燃えるゴミと一緒に燃やして発電(サーマルリサイクル)したほうが、排出CO2の削減効果はるかに高い。 したがって、プラごみ分別をやめて、サーマルリサイクルしようとしている自治体も増えている。 (例えば、守山市、久喜市、川西市など。) 入間市では、プラスチックのサーマルリサイクルに関しての調査・研究はどの程度進んでいますか？ 尚、本案計画には、二酸化炭素、CO2、カーボンの削減という言葉が一切でてこない。本案では、重要視していないということですね。	本市においては、令和5年度よりプラスチック・ビニール類を一括収集し、日本容器包装リサイクル協会が指定するルートでリサイクルを行っています。 令和7年度はマテリアルリサイクルとなっていますが、排出先の選定は入札方式で同協会が決定しています。 廃棄物分野における温室効果ガスの抑制・削減については、「入間市地球温暖化対策実行計画」に示しており、一般廃棄物処理基本計画は同計画と連動しています。
資料編			
185	資料編 資料1 ごみ排出量の推計 (58ページ)	家庭ごみ収集は雨天でも実施される。 雨天の場合、屋外集積所に出された家庭ごみの袋は雨に打たれて濡れる。 パッカー車により、厨芥などの収集ごみを自動的に荷箱に押し込み圧縮するのであるが、ごみ袋についた水滴はごみに含まれることになる。 雨に対する「水きり」は、どのように実施していますか？	資料1については、令和3年3月に策定した計画の計画書の抜粋になります。 ご指摘の内容は本計画(案)の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
186	資料編 用語解説 (65ページ)	「市町村が一般廃棄物の処理を進めていくための基本となる計画で、廃棄物処理法によって市町村に策定が義務づけられています。概ね10年から15年を計画期間とする基本計画と、各年度の事業について定める実施計画があります。」と記載されている。 入間市ホームページで検索したところ「令和3年度 入間市一般廃棄物処理計画(実施計画)」の1件だけヒットした。 「各年度の事業について定める実施計画」のはずだが、令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度は策定しなかったのでしょうか？ それとも、ホームページで閲覧できないのでしょうか？	入間市一般廃棄物処理計画(実施計画)については、毎年度作成しており公示(公表)しております。ご指摘を踏まえ市公式ホームページへの掲載を検討します。
187	資料編 用語解説 (66ページ)	今は、「3R」より「4R」が使われているのではないのでしょうか？ ごみによる環境負荷を低減させ、また、限りある資源を有効に使うためには、ごみとなりうる不要なものは受け取らない(リフューズ)、ごみを削減する(リデュース)、使えるものは繰り返し使う(リユース)、使用した後はごみとして処分せず資源化する(リサイクル)の4Rの行動を推進することが重要です。 因みに本案30ページには、「リデュース」(発生抑制)「リユース」(再使用)「リサイクル」(再資源化)の記載があり、さらに、本案39ページには「◆不要なものはもらわない	本市では、国(環境省)が策定している「循環型社会形成推進基本計画」など、国の根幹となる計画に示す「3R」をベースにしています。 ご指摘については、施策や事業を検討する際の参考とさせていただきます。

		取り組みの啓発」すなわち「リフューズ」の記載がある。	
188	資料編 用語解説 (67ページ)	「不法投棄」用語解説を見直してほしい。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定し、事業活動に伴って排出される産業廃棄物はもちろん、日々の生活から出る一般廃棄物であっても、廃棄物をみだりに捨てることを禁止しています。 この規定に違反して廃棄物を捨てることを「不法投棄」と言います。 「みだりに」とは、社会通念上許容されないことを意味します。人目に付かない道路脇や他人の土地（集合住宅などの集積所も含む）に廃棄物を投棄する、自分の土地であっても穴を掘って廃棄物を埋めるといった行為は、典型的な不法投棄です。	ご指摘や法令を踏まえ、「不法投棄とは、廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）を定められたルールに従って適正に処理せず、処理施設以外の山林、原野、空き地、農地などにみだりに捨てたり埋めたりする行為です。」とします。
189	資料編 用語解説	用語解説に以下を追加してほしい。 ・家庭系ごみ ・事業系ごみ	ご指摘の通り、「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」は本計画において頻出する重要な用語であり、その定義を明確にすることは、市民・事業者の皆様にも正しく理解していただく上で大変有用であると認識しております。 いただきましたご意見を踏まえ、用語解説に当該用語を追加し、より分かりやすい計画書となるよう修正いたします。
その他			
190	その他	家庭系ごみの排出量をもっと削減するために、ごみの削減率、資源化率といった数値目標を設定して、自治会同士で競争させるべき。数値目標を達成した自治会に対して、特別報償金を支給すればよい。また、成績一覧表を入間市のホームページで公開して競争を刺激し合い、地域住民のごみの削減意識を高めることが重要である。 事業系ごみの排出量は前計画で定めた目標値を10%程度上回っており、前計画のスタート時からほとんど減量が進んでいませんと書いてある。廃棄物処理法に基づき、廃棄物の処理を義務付けられている排出事業者は、環境保護への関心が低いのか、費用対効果を鑑みて積極的に減量に取り組まないのか、入間市による減量指導が甘いのか等、ほとんど減量が進んでいない理由を詳しく書くべき。ごみの分別が徹底されていない、あるいは法律を遵守していない排出事業者名を、入	家庭系ごみについて、自治会単位での目標設定やインセンティブの導入は、減量意識の向上に有効な視点であると考えられます。公平性等を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただきます。 また、事業系ごみについては指導強化が必要であると認識しております。ご提案の公表制度等を含め、より実効性のある対策について研究してまいります。

		間市のホームページで公開して厳しい制裁を科すべき。	
191	その他	ゴミ収集に関する市へのクレーム状況はどうなっていますか？	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
192	その他	和食はユネスコ無形文化遺産に登録されており、自然の美しさや季節のうつろいを表現、すなわち季節の花や葉などで料理を飾りつけ自然の美しさや四季の移ろいを表現することも和食文化の特徴のひとつです。 しかしながら、ごみ減量化が過度に進むと、飾り付けが日本食から消える可能性がある。 また、健康のためには添加物を含みがちな加工食品より未加工の新鮮な食品が望ましい。 しかしながら、ごみ減量化が過度に進むと、骨、殻や皮などをのぞいた加工食品中心の食生活になる可能性がある。 さらに、食品ロスを過度に意識するため、カット済み野菜や切り身ばかり購入することで野菜や魚の全体の姿を知らない子供たちばかりになる可能性がある。 また、ごみ減量化や食品ロス低減のため、自炊する人が減り外食者ばかりになり、その結果料理が出来ない人が増える可能性がある。 上記のような問題に対する見解を聞かせて下さい。	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。
193	その他	ごみ減量や環境配慮への意識が高まる一方で、その意識が過度になり、日常生活に負担やストレスを感じる「エコ疲れ（エコ・アンサイエティ）」の傾向が見られる。 1. ごみ減量・分別におけるストレス 分別の面倒さ：分別ルールが細かく、不燃ゴミやリサイクル対象のラベル剥がし、汚れを落とす作業が手間であると感じる人が多い。 2. 環境問題による心理的負荷（エコ不安） 減らせないことへの罪悪感：ごみを減らそうとしても、生活上どうしても出てしまうごみに対して罪悪感を覚えてしまう。 3. 社会的背景 「過剰な期待」の負荷：企業の過剰包装や、使い捨てプラスチック製品が溢れる中、個人の努力だけで環境問題に対応しようとすることに限界を感じる。 上記に対する見解や対策を教えてください。	ご指摘の内容は本計画（案）の記載内容の修正・追加に直接関わるご意見ではないため、本パブリックコメントにおける回答の対象外とさせていただきます。

194	その他	ごみの減量についての目標などは、重量で記載されている。しかしながら、ゴミ出しのときに重量を気にする、ましてや都度重量を量る市民は非常に少ないものと推察します。 私は、ゴミ袋を購入する際も重量ではなく容量で買う。(厚手か薄手かの判断はするのだが) 従って、重量より容量のほうがピンとくるのである。「生ゴミは水をきれ」と言われても容量的には大きく変わらないので適当になりがちである。 (目安にしても)容量での削減目標は何故設けないのですか？ ゴミ袋有料化にしても、各ゴミ袋の容量決めや生産在庫数量予測などのために、容量は重要なファクターである。	ご指摘の内容は、ごみ量を重量(kg等)で示しているが、容量(L等)の方が分かりやすいというご提案と認識しております。 重量による表記は、国や多くの自治体で採用されており、比較しやすい形式です。 容量による表記については、今後の参考とさせていただきます。
195	その他	本案には、イベントを開催する人に向けてのごみ減量に対する取り組み実施計画がない。 どのように考えているのか？ 例えば金沢市は、取り組みに関する手順やアイデアをまとめた「イベントごみ減量マニュアル」を作成し、さらにごみの減量化・資源化に取り組むイベントについては、「金沢市認定ごみ減量推進イベント」の登録制度を設け、環境配慮への取り組みを行っていることを、イベント開催の周知に合わせてPR可能としている。	先行事例については、施策や事業を検討する際の参考とさせていただきます。
196	その他	「令和5年度 第3回入間市廃棄物減量等推進審議会 資料」には、「今後のごみ減量・資源化の見込み(将来予測値)」が記載公開されている。 しかしながら、この重要な予測データが本案では見当たらない。 「将来予測値」は不要であるとした理由を教えてください。	将来予測については、令和3年度に実施した情報を使用しています。本計画の資料編に掲載しています。
197	その他	本案は「基本計画」であり、政策個々の実施計画の記載はなく、市民はその詳細や進捗状況が判らない。 本案の下位に当たる 詳細計画、実施計画が見当たらないようであるが、存在するのですか？ ・存在しないなら、その理由は何にですか？ 予算化などはどうしているのですか？ ・存在するなら、何をみればそれが判りますか？ 本案にその記載はありますか？	入間市一般廃棄物処理計画(実施計画)については、毎年度作成しており公示(公表)しております。ご指摘を踏まえ市公式ホームページへの掲載を検討してまいります。
198	その他	「入間市一般廃棄物処理基本計画 令和3年3月」はページ数80ページあった。 しかしながら、本案改定により ページ数 67ページに大幅削減されている。 ①何を削減したのですか？ ②削減理由は何ですか？ ③削減に関し審議会では問題にはならなかったのでしょうか？	令和3年3月に策定した計画は、令和17年度までの15年間の計画として策定しました。今回は5年ごとの改定になります。このため、令和3年3月の計画をベースに計画書を改定しています。

199	その他	公開されている審議会答申(案)には以下が記載されている。 (令和5年12月22日 令和5年度第4回入間市廃棄物減量等推進審議会) 「ごみ集積所の設置については、人口減少及び少子高齢化を踏まえ、配置の考え方を整理する必要があります。」 本案で「集積所の配置」に触れていないのは何故ですか？ 市民生活に密着に関係しているにも係わらず触れていないのは、まだ時期時期早々であり、少なくとも令和8年～令和12年の中ではまだ検討に着手しないからでしょうか？	ごみ集積所の設置（配置）方針については、現在検討中です。方向性がまとまり次第、計画に記載したい考えです。
200	その他	「入間市ごみ集積所要綱」では、「集積化の規模は利用世帯数に0.3平方メートルを乗じた面積」と他の自治体と比較すると極めて広い面積を要求し続けている。 集積所に実現困難とも思える非常に広い面積を求めているが、一方では他の自治体と同様厳しい減量を求めている、矛盾していませんか？	ご指摘の集積所の面積基準は、ごみの量だけでなく「分別のためのスペース」を考慮して定めています。 ごみの減量化には「徹底した分別」が不可欠ですが、資源回収の際に品目ごとの容器やネットを平面的に並べるためには、十分な広さが必要となります。
201	その他	今回の改訂では、従来から続けてきた「ごみ排出量の予測 ・ 人口の予測 ・ 事業活動の予測 ・ ごみ排出量の将来予測」の項目が全て削除されている。 ①これらの事項は不可欠であり、追加記載を行っていただきたい。 ②過去続けてきたものを今回急に削除した理由は何ですか？ ③削除の判断は市長が行ったのですか？ 審議会の判断ですか？	今回の改定は中間見直しであるため、ごみ排出量の予測（推計）は行っていません。このため、令和3年3月に策定した計画内の情報を資料編に掲載しています。
202	その他	本案は、「『市町村における循環型社会づくりに向けた 一般廃棄物処理システムの指針』 平成19年6月（平成25年4月改訂）（令和7年3月一部改訂） 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課」に、合致していますか？	基本的には合致していると考えております。 ただし、今後は脱炭素、SDGsといった視点での計画策定が求められていることも確かです。 こうした点は、他の計画を補完しつつ計画策定に努めたいと考えております。
203	その他	カラス等の鳥獣による被害の減少や収集・運搬作業の効率が上がることから、ごみの収集・運搬を夜間に実施すべき。	ご指摘のとおり、夜間収集はカラス等の鳥獣被害の軽減や、交通渋滞の緩和による収集効率の向上といったメリットがある一方、収集時の騒音や作業員の安全確保、コストの増加等の課題もございます。 本市におきましても、他自治体の事例や費用対効果等を調査・研究し、今後のごみ収集体制のあり方について検討する際の参考とさせていただきます。